

令和4年第1回まんのう町議会定例会

まんのう町告示第15号

令和4年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月16日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和4年2月28日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和4年第1回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

令和4年2月28日（月曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 田 岡 秀 俊	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 大 西 樹

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

12番 松 下 一 美	13番 三 好 勝 利
-------------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 萩 岡 一 志

企画政策課長	松浦正吾	地域振興課長	松下信重
税務課長	小縣茂	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	鈴木正俊	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	河野正法	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	細原敬弘

○大西樹議長 おはようございます。

冒頭に御報告させていただきます。

このたび、全国町村議会議長会第73回定期総会におきまして、まんのう町議会が優良議会として表彰され、2月14日の香川県町村議会議長会総会にて伝達されましたので、御報告いたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達していますので、これより令和4年第1回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。梅一輪一輪ほどの暖かさと申しますが、三寒四温を繰り返し、少しずつ春に近づいてきております。今月の20日には冬季北京オリンピック閉会式が行われ、日本中に多くの感動を与えてくれました17日間の熱戦が幕を下ろしましたが、今、ウクライナ情勢が非常に緊迫いたしておるところでございます。

また、香川県では新型コロナウイルス新規感染者数が400人を超える日が多く、収束の兆しが見えない厳しい状況が続いております。いま一度、一層の感染症対策をお願いいたします。

本日、令和4年まんのう町議会第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。今定例会は新年度予算を審議する特に重要な議会であるとともに、早いもので4年の任期中最後の定例会となりました。今定例会に上程いたしておりますのは、議案26件でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○大西樹議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、議案関係について、町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案21件、同法第162条の規定に基づく同意議案1件、同法第244条の2の規定に基づく指定管理者の指定議案2件、地方教育行政法第4条の規定に基づく同意議案2件の提出があり、受理いたしました。

次に、議会に提出された報告は、組合議会関係については、中讃広域行政事務組合議会、香川県後期高齢者医療広域連合議会、仲多度南部消防組合議会、香川県広域水道企業団議会において定例会が開催され、令和3年度一般会計補正予算、令和4年度一般会計予算ほかについての報告がありました。

また、監査委員より、地方自治法第235条の2に基づく令和3年11月分から翌年1月分までの例月出納検査の報告があり、受理いたしました。検査の結果は、収支、基金出納状況、現金保管状況ともに適正に処理されているとの報告でありました。

なお、これら報告のあった書類は、タブレットの今定例会の報告フォルダにそれぞれ入れております。

以上で、議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、大西豊君。

○大西豊議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

2月25日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席の下に、議会運営委員会委員6名が出席し、第1回定例会の運営について慎重に審議しましたので、その結果を御報告いたします。

なお、一般会計の予算に関する審査方法については、慣例により総務常任委員会に付託した後、総務常任委員会以外の所管部分の関係する常任委員会で審査し、質疑終結まで行うこと。

また、人事案件の審議については、質疑、委員会付託、討論を省略して採決を行うこととしております。

それでは、お手元に配付しております議事日程第1号について、御説明申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日から3月17日までの18日間といたします。

日程第4 施政方針

日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

- 日程第6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長
- 日程第7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長
- 日程第8 議案第1号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について 総務常任委員会付託
- 日程第9 議案第2号 まんのう町犬の危害防止条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託
- 日程第10 議案第3号 丸亀市との定住自立圏形成協定の一部変更について 総務常任委員会付託
- 日程第11 議案第4号 工事請負契約の締結について（令和3年度まんのう町本庁舎3・4階設備改修工事） 総務常任委員会付託
- 日程第12 議案第5号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度満濃南こども園統合施設建設工事（建築）） 教育民生常任委員会付託
- 日程第13 議案第6号 下福家営農飲雑用水施設の指定管理者の指定について 総務常任委員会付託
- 日程第14 議案第7号 中熊下営農飲雑用水施設の指定管理者の指定について 総務常任委員会付託
- 日程第15 議案第8号 財産の取得について 教育民生常任委員会付託
- 日程第16 議案第9号 まんのう町道路線の変更について 建設経済常任委員会付託
- 日程第17 議案第10号 まんのう町道路線の認定について 建設経済常任委員会付託
- 日程第18 議案第11号 まんのう町道路線の廃止について 建設経済常任委員会付託
- 日程第19 議案第12号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第6号 総務常任委員会付託
- 日程第20 議案第13号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号 教育民生常任委員会付託
- 日程第21 議案第14号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号 教育民生常任委員会付託
- 日程第22 議案第15号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号 教育民生常任委員会付託
- 日程第23 議案第16号 令和3年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第3号 建設経済常任委員会付託
- 日程第24 議案第17号 令和4年度まんのう町一般会計予算（案） 総務常任委員会付託
- 日程第25 議案第18号 令和4年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案） 教育民生常任委員会付託

日程第26 議案第19号 令和4年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）
教育民生常任委員会付託

日程第27 議案第20号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計予算（案） 教育
民生常任委員会付託

日程第28 議案第21号 令和4年度まんのう町下水道特別会計予算（案） 建設経
済常任委員会付託

日程第29 議案第22号 令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）
建設経済常任委員会付託

日程第30 議案第23号 令和4年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算
（案） 教育民生常任委員会付託

日程第31 議案第24号 副町長選任の同意について 即決でお願いします。

日程第32 議案第25号 教育委員会教育長任命の同意について 即決でお願いしま
す。

日程第33 議案第26号 教育委員会委員任命の同意について 即決でお願いします。
一般質問は3月1日、2日の本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、12番、松下一
美君、13番、三好勝利君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○大西樹議長 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの18日間といたしたいと思えます。これ
に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は18日間と決しました。

日程第4 施政方針

○大西樹議長 日程第4、施政方針を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 本日ここに、令和4年第1回まんのう町議会定例会の開会に当たり、私の町政運営に対する所信の一端を申し述べるとともに、令和4年度当初予算における主要施策の概要について御説明を申し上げ、議員並びに町民の皆様の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

初めに、社会経済情勢と国の動きについてでございます。

日本経済につきましては、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さが見られるとし、先行きにつきましては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されております。ただし、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要があると言われております。

こうした中、政府は経済財政運営と改革の基本方針2021においてポストコロナの持続的な成長基盤をつくることを目指し、「グリーン」、「デジタル化」、「地方創生」、「子ども・子育て」の四つが原動力として位置づけられ、それらを支える様々な基盤づくりを進めることとしており、この経済社会の姿を実現するために、感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げや、激甚化・頻発化する災害への対応を通じて国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くとともに、新たな日常の実現を目指す必要があるとしております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国でオミクロン株による感染が広がり、今や第6波の渦中にあります。香川県においても、年明け以降、帰省あるいは家族や友人との会食に端を発した感染が急拡大し、既に9割近くがオミクロン株に置き換わっておると思われ、医療提供体制への影響が懸念されているところでございます。

そのような状況の中、1月21日から2月13日までの間、まん延防止等重点措置が適用され、香川県下全域を措置区域として感染防止対策の強化を図ってまいりました。しかしながら、全国と同様に依然として感染拡大が続いており、2月2日には416人と過去最多を大幅に超える新規感染者が発生いたしました。家庭だけではなく職場や学校などにおいても感染が広がる状況となったことから、2月8日、国に対しまん延防止等重点措置の延長を要請し、3月6日まで延長されたところでございます。

町民の皆様には、三つの密の回避や人と人との距離の確保、不織布マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気をはじめとした基本的な感染防止策の徹底に加えて、特にオミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策として、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底していただくとともに、家庭内においても定期的な換気や小まめな手洗いの徹底をお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種につきましては、関係機関の御協力の下、昨

年12月より医療従事者、高齢者施設入所者及び従事者等から開始し、65歳以上の方へ、さらには64歳以下の方へと対象を広げながら実施いたしております。

接種率は2月14日推計で全体の約20%、65歳以上の方では約36%となっております。2回目と3回目の接種間隔につきましては、3月より65歳以上の方は6か月、64歳以下の方は7か月としますが、予約に空きがあり、かつ、6か月を経過していれば接種可能となっております。

接種券は2回目の接種時期の早い方から段階的に発送しております。お手元に接種券が届きましたら予約が可能となっておりますので、希望する方は早めの接種を御検討くださいようお願いいたします。

なお、5歳から11歳のお子様を対象とした接種に関しましては、既に対象となる方へ接種券を発送しております。3月5日に善通寺市と合同で集団接種を実施し、下旬には町内医療機関での個別接種を開始する予定でございます。

今後の接種スケジュールにつきましては、引き続き、行政告知放送や町ホームページなどを通じ速やかにお知らせいたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

また、3月からは県民が住所地にかかわらず県内の医療機関で接種を受けられる香川県新型コロナウイルスワクチン広域接種が始まります。詳細につきましては、御希望の医療機関のある市町のホームページ等で御確認いただきますようお願いいたします。

次に、本町の財政状況と今後の見込みでございます。

令和2年度の一般会計決算額は歳入総額が143億7,048万円で、前年度に比べ23.5%、27億3,034万3,000円の増、歳出総額が138億2,352万8,000円で、前年度に比べて23.6%、26億4,328万7,000円の増となり、歳入歳出ともに前年度を大きく上回りました。

この主な要因は、歳入では、国庫支出金において、町民一人10万円の給付事業である特別定額給付金事業費及び事務費補助金18億5,065万4,000円の皆増、地方債では、合併特例債において、高篠公民館整備事業債2億7,850万円の増額などによるものであります。

また、歳出では、歳入に連動して国庫補助事業においては特別定額給付金事業費18億5,070万7,000円及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業3億9,148万3,000円の皆増、普通建設事業におきましては、高篠公民館整備事業3億4,131万6,000円の増額などによるものでございます。

決算収支につきましては、実質収支が4億6,719万7,000円の黒字、単年度収支も8,611万3,000円の黒字となりました。また、実質単年度収支は財源調整のため財政調整基金を5億円取り崩したため、3億7,005万7,000円の赤字となっております。

財政健全化を示す各指標につきましては、経常収支比率がコロナ関連臨時事業などの臨時的経費の増加により、前年度に比べて2.7ポイント下降しましたが、実質公債費比率

は元利償還金の増加等により、前年度に比べて0.4ポイント上昇し、8.3%となりました。

公債費負担比率は歳入における一般財源が3億3,000万円増加したこと等により、元利償還金は3,000万円ほど増加しているものの、前年度に比べて0.9ポイント下降しました。

令和4年度の町税収入の見通しは、3年度同様新型コロナウイルス感染症の長期化で、法人町民税の減収に加え個人町民税の減収も予測され、これまでにない厳しい財政状況に陥り、その影響が当面の間、続くことも想定しておかなければなりません。

さらに、本町の地方交付税は個別算定経費である合併特例債償還金の算入金額増加及び新型コロナウイルス感染症対応による臨時経済対策補填分が見込まれることから、普通交付税は前年度同額とし、令和3年度決算見込により特別交付税は3,300万円の減額としているものの、一般財源所要額の確保に影響することから、その備えとして一層の行財政運営のスリム化を図る必要があります。

一方、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金等があるものの、ワクチン接種費など歳出予算が多額になることや、公債費において平成27年度に繰上償還を実施し、現債高が一旦減少したものの、満濃南こども園統合事業、琴南総合センター、高篠公民館等の大型改修事業に係る公債費の増加、また、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加が避けられない現状に加え、今後、医療保険に係る特別会計への繰出金の増加や町有施設の老朽化に伴う維持補修費が財政を圧迫し、厳しい状況が続くものと思われま

す。自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につきましては、国のデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示され、このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要とされております。

本町におきましては、令和4年度からDXを全庁的・横断的に推進するために、各課職員からなるデジタル化推進プロジェクトチーム（仮称）を編成して、マイナンバーカードの普及促進や自治体の行政手続のオンライン化等について取り組んでまいります。

それでは、令和4年度当初予算の概要について御説明申し上げます。

令和4年度のまんのう町当初予算は、一般会計と特別会計を合わせて総額177億1,440万円となっており、前年度当初予算総額と比較して4億2,530万円、2.5%の増加となっております。

会計別に見てみますと、まず、一般会計では総額120億500万円であり、対前年度1億9,200万円、1.6%の増となっております。

次に、特別会計は57億940万円で、前年度に比べて2億3,330万円、4.3%の増であります。

当初予算の主要な増減を分析してみますと、一般会計は総額が前年度に比べて1億9,200万円の増加となりました。主な理由として、総務費における町民ホール大規模改修事業や商工費における商品券発行事業が計上されたことが挙げられます。また、公債費においても、長期債償還元金が6,525万3,000円増加しています。

一方、満濃中学校等管理運営費や町道等維持管理費、小学校施設大規模改修工事は継続事業となっています。

次に、特別会計は前年度に比べて2億3,330万円の増加となっております。主な要因を会計別に見ますと、国民健康保険特別会計（事業勘定）では1億9,290万円、対前年度比9.2%の増加となり、国民健康保険特別会計でも370万円、対前年度比4.9%の増となっております。

また、後期高齢者医療特別会計は後期高齢者医療広域連合納付金が、介護保険特別会計では介護サービス給付費がそれぞれ増加となっておりますが、下水道特別会計では施設整備工事費が、農業集落排水特別会計では施設管理費が、浄化槽整備推進事業特別会計では施設の払い下げに伴う施設管理費がそれぞれ減少となっております。

なお、国民健康保険、後期高齢者等の医療保険関係の特別会計は国の制度改正に左右されるものであり、その影響も大きいため、動向を注視していく必要があります。

総合計画につきましては、令和2年度から10年間を計画期間とする第2次まんのう町総合計画を基に、新型コロナウイルスの感染リスク対策としての新しい生活様式の導入や、一方で、新たな社会構造に向けた改革による変化等を的確に捉えつつ、今後も引き続き、本町の新たなまちづくりの方向性に基づき、施策の総合的かつ計画的な実施に取り組んでまいります。

それでは、令和4年度の主要な事業、施策の概要につきまして、第2次まんのう町総合計画の基本目標・施策目標並びにまんのう町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の分野別施策に沿って御説明申し上げます。

まず、基本目標の一つ、「自ら学び、支え合うまち」の政策目標の1「みんながいきいきと支え合って暮らせるため」における福祉の分野についてでございます。

児童福祉関連の取組につきましては、18歳までの子供とその家庭の様々な相談窓口として、社会福祉士1名と保健師1名を配置した子供家庭総合拠点福祉保険課内に設置いたします。拠点では子育てで気になっていることや困っていること、不安に思うことだけでなく、虐待かと思うことなど、子供や子育てに関することであれば何でも相談を受け付けます。

また、必要に応じて母子保健や発達支援など地域のサービスにつながるよう、関係機関との連携強化を図ります。

高齢者福祉関連の取組といたしましては、団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けた認知症施策といたしまして、「共生」と「予防」の施策を推進してまいります。

「共生」では、現在、旧町3か所で認知症カフェを開催しておりますが、今後はより身

近な地域においても気軽に相談や情報交換できる集いの場を開催し、認知症であっても、なくても、住み慣れた地域の中で自分らしく過ごすことができるよう事業展開してまいります。

「予防」では、地域に出向いた新たな認知症予防教室を開催します。教室時には専門職による個別健康相談等を行い、高血圧や糖尿病等の生活習慣病の予防、オーラルフレイル予防など、令和3年度より取り組んでいる高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の充実を図り、増え続けている高齢者の医療費と介護費の抑制に努めてまいります。

次に、予防重視の健康づくりの推進の観点から、自らの健康に関心を持ち、主体的な健康管理に取り組むことができるよう、特定健康診査やがん検診、予防接種を実施充実させ、各種検診の受診率や接種率を向上させることで病巣の早期発見や治療につなげ、罹患による重篤化の防止に努めます。

また、母子保健では、産後ケア事業において新たに「アウトリーチ」を実施し、家庭でサービスを受けることも可能にします。産後の初期段階にある母子への支援を拡充し、産後鬱や新生児への虐待を未然に防ぎ、子供が健やかに成長できるよう支援体制の整備を進めてまいります。

次に、政策目標の2「豊かな学びと生きがいを育む」ための教育関係の取組についてでございます。

まず、これまでの4年間についての総括と新年度の取組についてでございます。

初めに、教育環境の整備についてでございます。

幼児教育に関する環境整備といたしまして、平成30年度には琴南こども園におきまして、旧保育所施設の耐震化工事を実施いたしました。また、教室が不足しておりました四条こども園におきまして、教室の増築工事を行ったところでございます。

最も規模の大きい幼児教育に関します環境整備といたしまして、満濃南こども園統合施設の建築をいたしておるところでございます。検討委員会の答申を受けて、平成30年度から用地の取得を開始し、造成工事を経て、本年度より本格的に建築工事に取りかかっております。令和4年度の夏休み明けからは、新しい園舎にて満濃南こども園の保育・教育がスタートする予定でございます。

次に、小学校施設大規模改修事業につきましては、平成30年度と令和元年度におきまして、仲南小学校の改修工事を実施するとともに、琴南小学校におきましても、令和3年度に第1期工事を実施し、新年度には第2期工事を実施することといたしております。

また、近年の夏場の異常な高温から児童生徒を守り、快適な学習環境に対応するため、エアコンの設置を進めてまいりましたが、令和2年度をもって町内の小中学校の全ての教室にエアコンを設置することができました。

次に、働く保護者に対する子育て支援としての放課後児童クラブの整備についてでございます。

平成30年度には琴南支所に移転しました造田診療所の旧施設を改修し、琴南小学校放

課後児童クラブ専用施設といたしました。また、令和2年度には高篠小学校の放課後児童クラブ専用施設を建設いたしました。放課後児童クラブにつきましては、これまでも増して充実したサービスが受けられるように、令和3年10月より、その運営を民間事業者へ委託したところでございます。

次に、第2次まんのう町教育振興基本計画についてでございます。

平成22年に第1次計画を策定以来10年が経過し、その計画の実現もほぼ完了しましたことから、令和2年3月に第2次まんのう町教育振興基本計画を策定いたしました。まんのう町の将来を担う子供たちに対する教育の在り方、また、町民の生涯学習の在り方よりどころといたしまして、本町の教育大綱として、その計画にのっとりながら、本町の教育や教育環境の整備に鋭意取り組んでまいりました。

試みの一つとして、令和2年度より小中学校で学校運営協議会制度であるコミュニティスクールを本格的に実施いたしました。令和4年度からはこども園でもコミュニティスクールを実施し、町民総ぐるみの子育てとふるさとを大切にする人づくりに取り組んでまいります。

また、児童に対する読書活動の推進につきましても、積極的に取り組んでおります。本町におきましては、平成28年度から各小学校の学校図書館に学校司書を配置しており、児童が本を借りやすい環境を整備した結果、貸出冊数も毎年向上し、着実に伸びてきている状況でございます。今後におきましても、家庭の教育力の向上としまして、保護者への啓発も通じながら、継続して親子読書にも取り組んでまいります。

また、計画に盛り込みました給付型奨学金については、令和4年度より返還免除規定を取り入れた新しい制度の運用を開始いたします。その選考作業を進めておるところでございます。

次に、コロナ禍におけるこれまでの学校教育の対応について申し上げます。

令和2年度は新学期が始まってすぐの4月13日からゴールデンウィークを挟んでの5月29日まで小中学校が臨時休業となり、この間、教職員は各家庭で過ごす児童生徒に対し、家庭学習のサポートはもちろん、電話などによる生徒指導や心の支援も行っていました。

このような中、学校行事の中心であります修学旅行につきましては、校長会と議論を重ね、旅行の日程や行き先の変更、過密を避けるためにバスの増車等を行うことにより、令和2年度、3年度ともに全小中学校が無事に実施することができました。子供たちの一生に残る思い出ができ、本当によかったと思っております。

また、コロナウイルス感染症拡大防止対策につきましては、手洗いの励行、マスクの着用、密を避ける工夫など、引き続き取り組んでまいりますとともに、令和2年度におきまして、小学校とこども園のトイレの水道蛇口を自動水栓に交換いたしました。

一方、町内の児童のコロナウイルス感染が今年に入りまして初めて確認されることとなりました。感染拡大防止策の一つとして、御家族に体調不良の方がいる場合には、児童を

登校あるいは登園させないよう保護者への協力を依頼するなど、学校やこども園の現場の先生方の協力の下、それぞれの施設内での感染拡大防止に最大限に努めてまいりました。それでも感染者が発生した場合には、学校医とも協議を行った上で、学年閉鎖や登園自粛のお願いをするなどの措置を取っておりますが、コロナ差別などが発生しないよう、情報の取扱いについては細心の注意を払っておりますことに御理解賜りたいと存じます。

いずれにいたしましても、感染拡大防止が重要と考えておりますので、施設内の消毒はもちろんのこと、教育活動の在り方につきましても工夫をしながら取り組んでまいります。

次に、生涯学習施設についてでございます。

四条公民館は地域住民の生涯学習やコミュニティーの拠点、また、避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たしており、現在は公民館とともに満濃農村環境改善センターも利用して公民館活動を行っています。しかしながら、農改センターは老朽化が進み、改修には多くの費用を要することから、農改センターを撤去し、四条公民館の増築工事を行い、機能の充実を図ります。令和4年度において、地域の方と協議を重ねながら実施設計を進めてまいります。

また、琴南公民館ホール、町民文化ホールにつきましては、天井がつり天井となっており、地震時に脱落する危険性があることから、耐震対策の工事を実施いたします。特に町民文化ホールにつきましては、施設の老朽化が進んでおることから、空調、外壁などの改修工事も併せて実施いたします。

次に、文化財についてでございますが、国指定重要無形民俗文化財「綾子踊」をはじめとする「風流」グループにつきましては、令和4年度においてユネスコ無形文化遺産登録が有力視されておることから、登録に向けてさらなる取組を行います。

また、令和4年度に全国高等学校総合体育大会が四国ブロックで開催され、まんのう町では8月5日から9日までの5日間、登山競技が開催されます。開会及び閉会式はスポーツセンターまんのうで、競技は琴南地区の大川山、竜王山、笠形山で行われます。男女合わせて400名近い高校生が全国から集まる高校生最大のスポーツの祭典でございます。大会の成功に向けて、関係機関と連携を取りながら準備を進めてまいります。

次に、政策目標の3「多様性を認め合う社会を築く」ための取組についてでございます。

人権尊重の社会の実現に向けては、様々な人権教育や人権啓発を推進するため、平成28年に施行された部落差別解消法、障害者差別解消推進法、ヘイトスピーチ対策法の三つの法律により、引き続き、差別の解消に向けた取組を行ってまいります。

男女共同参画の推進では、第3次男女共同参画プランに沿って、男女が性別にとらわれず、様々な場面でひとしく活躍できる社会を目指し、各分野・機関連携の下、ワーク・ライフ・バランスの推進と女性活躍推進のための事業の充実を図ってまいります。

また、多様性を認め合いながら自分らしく生きられる社会の実現に向けては、まんのう町パートナーシップ宣誓制度を4月から導入し、推進してまいります。

次に、基本目標の2「農林商工・観光が息づくまち」の政策目標の4「しごとを創出す

る」取組についてでございます。

農業の振興につきましては、農村地域において耕作放棄地や荒廃地の増加防止が課題となっております。令和3年7月には新しい農業委員を任命し、同時に農地利用最適化推進委員を委嘱いたしました。今後、新たな体制で農地利用の最適化業務に当たっていただくとともに、毎年行っております農地の利用状況調査をタブレット化し、遊休農地の発生防止に努めていただきます。

次に、人・農地プランの実質化に向けて、推進母体である農業委員会が以前実施しました耕作者へのアンケート調査の結果及び農地の利用状況調査の結果を地図に落とし、農地の利用状況の可視化に取り組んでまいります。

また、農地の集積・集約を推進のために、耕作者が農地の情報を確認できる農地ナビを進化させた「eMaFF（イーマフ）地図」の整備を進めてまいります。

担い手の不足する地域では、新たな集落営農団体の設立を香川県、JA、町が一体となって後押しして、農業委員や推進委員も積極的に関わりながら、これを奨励してまいります。

また、中山間地域等直接支払制度が令和2年度から第5期対策に入り、引き続き、協定農用地面積の確保に努め、中山間地域の農地の荒廃の防止、保全に努めてまいります。

次に、土地改良事業につきましては、遊休農地、耕作放棄地の解消及び山間地など条件不利地域での農業生産基盤の整備はまんのう町にとって非常に重要な課題と捉えており、したがって、今後、農業を取り巻く環境がますます厳しくなる中で、本町の重点事業としております。一つ、県営中山間地域総合整備事業、農地耕作条件改善事業、単独県費補助土地改良事業、多面的機能支払交付金事業、小規模ため池防災特別対策事業、集落営農推進生産基盤整備事業などを本町とまんのう町土地改良区が連携を図ることによって、適正かつ円滑に実施できるよう取り組んでまいります。

次に、森林の状況は森林面積が134平方キロメートルと総面積の7割を占める当町において、森林の機能を守るとはもとより、森林の荒廃を防ぐため、森林整備は特に重要であると考えています。水源涵養、自然環境を維持するためにも森林の大切さは計り知れません。森林整備の充実に加え、急峻な斜面、土質のよしあしによる土砂の流失、土石流など、防災対策の充実も特に重要であると考えております。現在実施中の林道整備、災害により被災した森林の復旧治山事業、また、予防治山事業による治山施設整備を継続して実施してまいります。

また、森林経営管理法に基づく森林の経営に対する意向調査を実施し、荒廃森林の増加防止に取り組んでまいりますとともに、森林環境税につきましては、森林整備、林業人材の育成確保のため、地域の実態に即した配分を引き続き国へ向けて要望してまいります。

次に、森林・林業普及事業として、新生児への木のおもちゃプレゼントなどの木育推進事業や、町内の森や自然、木使いに関する体験の機会を提供するみどりの学校推進事業など、子育て、幼児教育、学校教育をはじめ、日常生活にみどりを取り入れた地域づくりを

推進します。

また、ヒマワリの種子生産につきましては、本年度もまんのうひまわり振興協議会を中心に、関係機関の協力を得ながら、一層の品質向上を目指して作付補助事業を実施し、昨年度とほぼ同じ約20ヘクタールの作付を計画いたしております。

次に、有害鳥獣被害対策に関しましては、引き続き、農地への害獣進入防止柵の設置について補助事業を実施するとともに、鳥獣駆除事業により補助金を交付して捕獲を促し、イノシシ等個体数の減少に努めてまいります。（大西豊議員退席 午前10時24分）

次に、観光関係では、満濃池が国の名勝に指定され、満濃池の魅力や価値をあらゆる場所から展望できるよう満濃池周遊道を整備し、国営讃岐まんのう公園や香川県満濃池森林公園と連携を図り、4月中の供用開始を進めてまいります。

また、ヒマワリ栽培の団地化された帆山地域では、開花時期には多くの鑑賞者が訪れていますが、さらなる集客を図るため、インスタ映えするような取組や香川大学、琴平町と連携した情報発信を行い、町の知名度アップを図ってまいります。

さらに、4月1日から11月にかけては瀬戸内国際芸術祭2022が開催される予定であり、全国各地から大勢の観光客が来県されるため、まんのう町の魅力発信に努めてまいります。

次に、ものづくりプロジェクト事業についてでございます。

ひまわりオイルの製造販売につきましては、ものづくりセンター施設の管理運営を一般社団法人サンフラワーまんのうに指定管理者として指定し、管理運営を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、人流が減少したことなどにより、ヒマワリ関連商品の売上げ増加に苦慮しております。しかしながら、昨年度の2倍の約3,300本を製造した「ひまわり焼酎」につきましては、想定以上の販売となっており、ヒマワリのさらなる知名度アップにつながっているものと考えています。

また、ものづくりセンター施設では、ウラジロガシやドクダミなどの薬草等を裁断・乾燥し、生薬会社に販売を行っており、売上げも上昇し、栽培者及び栽培面積ともに増加しており、新たな農業振興が図られ、地域農業の発展に寄与いたしております。

次に、商工関係では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、外出機会が減少したことなどにより影響を受けた事業者を支援するため、プレミアム50%つきの商品券を発行し、町内消費の喚起による事業者の支援を行ってまいります。

次に、企業誘致に関しましては、企業立地優遇制度についてさらなる優遇措置の研究を行っており、香川県をはじめ関係機関と連携を図り、情報を収集し、企業誘致の推進に取り組んでまいります。（大西豊議員入室 午前10時27分）

次に、地方創生関係では、地域おこし協力隊員の3名が地域の特産物を使用した「食」に関する取組、地域資源を活用した木育木工の取組、自然体験活動等を地域の方々と共に行っておりますが、地域が活性化するよう活動を行ってまいります。

次に、移住・定住対策につきましては、若者住宅取得補助事業が年間約40件程度で推

移しており、町外からの転入や町内からの転出を防ぎ、一定の効果があることから、引き続き進めてまいります。（合田正夫議員・三好勝利議員退席 午前10時28分）

併せて、町産木材を使用し、新たに住宅等を建築しようとする者に対する補助制度も行っており、地場産業の振興や森林保全の振興を行ってまいります。

また、新たに水道給水管布設工事の助成制度も行う予定であり、移住・定住対策として宅地分譲等の拡大につながればと考えております。

次に、ふるさと納税につきましては、令和3年度は6,000万円を超える寄附額となっており、大幅に増加いたしました。今後もさらなる寄附金額の増加を図るため、返礼品の品目を充実させるとともに、広く情報発信を行っていきたいと考えております。

次に、基本目標の3「ゆったり暮らせるまち」の政策目標の5「快適な暮らしを支える」についてでございます。

ごみの適正な処理の推進として、数年来の懸案でありましたごみの祝日収集を新年度より開始することとなりましたことから、快適な暮らしを支える一端になると期待しております。

しかしながら、近年、燃やせるごみが増加し、燃やせないごみ、資源ごみが減少しております。1人当たりのごみ処理量は、徐々にではありますが、増加傾向にあることから、引き続き、4R運動の啓発と推進を継続し、ごみの減量化と再資源化に取り組んでまいります。（合田正夫議員・三好勝利議員入室 午前10時30分）

また、生活排水の適正な処理の推進としては、水質保全の観点から、生活排水処理対策として合併処理浄化槽整備への助成制度を引き続き実施いたします。

次に、地球温暖化防止対策の推進につきましては、地球温暖化の防止と資源保護の観点でこれまで行っておりました住宅用太陽光の発電システム導入助成制度と、昨年度より実施を始めました住宅用蓄電システム導入に要する費用の助成制度を発電システムの助成と併せて引き続き実施し、さらに地球温暖化防止対策を推進してまいります。

次に、防災・減災対策につきましては、令和2年度から3年度にかけてまんのう町地域防災計画の改訂をいたしました。内容といたしましては、国の避難勧告に関するガイドラインの改定に伴う避難情報の見直しや南海トラフ地震防災対策推進計画及び南海地震臨時情報への対応、県の地域防災計画の変更・改訂などに伴う見直し作業を行いました。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、資機材等や消耗品の整備、また、令和2年度から繰越事業で指定避難所である町内6小学校の体育館への空調設備の設置事業を実施いたしました。今後も新型コロナウイルス感染症の状況も考慮しながら、引き続き、防災・減災対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、政策目標の6「地域課題をみんなで解決する」についてでございます。

交通弱者対策として、あいあいタクシーや福祉タクシー券助成事業を行っておりますが、今後も皆様方の御意見をいただきながら、より効果的な事業の運営に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、令和3年中の県内の交通事故は発生件数、死傷者数ともに前年を大きく下回り、特に死者数は37人と、27年ぶりに30人台となりました。本町においても発生件数、死傷者数ともに前年を下回りました。本年も1件でも悲惨な交通事故をなくすため、引き続き、交通安全意識の啓発と事故防止の取組を推進してまいります。

また、香川県自転車の安全利用に関する条例の改正により、令和4年4月1日から自転車損害保険への加入が義務となりますので、各小学校で行われております自転車教室等でも周知を図ってまいります。

さらに、道路交通法施行規則の一部改正に伴い、令和4年度中に運転者が運転前に酒気帯びの有無を確認するためのアルコール検知器を導入する予定でございます。

最後に、交通安全施策の一環として取り組んでおります高齢者免許返納制度についても、デマンドタクシーの年間共通パス券助成を継続し、制度の利用者が増えるように周知、啓発を図ってまいります。

次に、琴南地区の地域振興として、川奥地区において、平成14年度よりグリーンツーリズム事業に取り組んでおります。

都市と山村地域の交流を促進するため、島ヶ峰地区そば栽培体験事業及び川奥そば打ち道場を実施しております。コロナ禍によりそば栽培体験事業は令和2年度、令和3年度と中止となりましたが、そば道場については着実に参加者が増加しており、事業の目的を達成できているものと考えます。

また、地元有志の方により設立された「島が峰の原風景を守る会」は、現在、19名の方が国、県、町の補助事業を活用し、島ヶ峰地区遊休農地の再整備事業に取り組んでおり、島が峰地区のソバ栽培を中心に、地域活性化のためイベント事業、ボランティア活動を積極的に行っていただいております。

今後、島ヶ峰地区におけるグリーンツーリズム事業を中心とした都市と山村地域の交流や耕作地の拡大、そばのブランド化など、地域活性化を促進するための事業を継続的に取り組んでまいります。

次に、仲南地区につきましては、仲南支所、教育委員会、小学校、こども園、公民館、町民文化ホール及びサン・スポーツランド仲南が一体的に町民の集いの場として活用されている「教育の杜」のさらなる教育・文化・スポーツの拠点として、地域の交流や地域の活性化を図ってまいります。

以上、令和4年度の予算編成の基本方針並びに町政運営について申し上げます。

私にとりましては残された任期はあとわずかとなり、4期16年目の総仕上げの段階に来ております。いまだ新型コロナウイルス感染症の終息は見通せない中ではありますが、令和4年度も引き続きワクチン接種などの感染防止対策や生活支援など、ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた取組も重視しつつ、第2次まんのう町総合計画に掲げる我が町の将来像「元気まんまん まんのう町～水と緑がひとを育み支えあうまち～」の実現を目指

し、引き続き、町政運営につきまして精励恪勤に取り組む決意であります。

最後になりますが、議員各位をはじめ、町民の皆様の変わらぬ御理解と御支援をお願い申し上げます。

○大西樹議長 施政方針を終わります。

会議の途中でございますが、ここで休憩を取ります。議場の時計で10時55分までお願いいたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時55分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大西樹議長 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、川西米希子君。

○川西米希子教育民生常任委員長 教育民生常任委員会委員長報告を行います。

去る2月16日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員出席し、議長同席の下、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

初めに、学校教育課より、行事報告、2月1日現在の町内園児・児童・生徒数について、新型コロナウイルス感染状況について報告がありました。

こども園、小中学校における園児・児童・生徒の新型コロナウイルス感染者発生状況については、本年1月20日に初めての感染者が確認されてから、2月13日までで21名である。本人または家族が濃厚接触者などとなり、学校を休んだ件数は122件である。こども園、学校の学級閉鎖、こども園の登園自粛については学校医と相談し、3日程度を基準に実施している。学級閉鎖の連絡については、個人情報に関わるため公表はせず、関係保護者にメールにて配信しているとの報告がありました。

委員より、小中学校で感染者が出た場合には、学校名と感染者の学年、人数の報告、学級閉鎖を行うとの報告を受けているが、こども園で感染者等が出た場合には報告がないが、こども園の状況についても報告をしてもらえないかとの意見があり、執行部より、今後は小中学校と併せて、こども園の感染状況等についても、漏れがないように報告していくとの答弁がありました。

次に、生涯学習課より、主要行事報告、町立図書館利用状況、天文台利用状況、新型コロナウイルスに伴う施設等の対応状況等について報告がありました。

1月9日、町民文化ホールにて成人式を開催し、対象者187名中109名が参加した

との報告がありました。

委員より、公民館長会での協議内容について質疑があり、執行部より、コロナ対策と今年度の予算の残額及び今後の利用について話し合った。令和4年度の公民館まつりについては、具体的な話はしていないとの答弁がありました。

委員より、天文台は12月から3月までは閉館となっているが、星座観測は冬のほうが星空もきれいでよいのではないかと。週に一度でも開館する考えはないかとの質疑があり、執行部より、冬の星空はきれいであるが、山間部のため積雪に伴う事故の危険があるため、安全面を考慮して冬季は閉館しているが、検討するとの答弁がありました。

次に、琴南支所より、内科診療所の診療状況、歯科診療所の診療状況について報告がありました。内科診療所の診療状況については、コロナ禍ではあるが、11月、12月、1月の診療報酬、診療延べ人数ともに前年度比で同等もしくは同等以上に回復してきている。診療所の発熱外来は現在までに造田・美合診療所合わせて20名程度が受診している。現在、内科診療所に勤務している医師の異動通知があった。後任として徳島県で勤務している医師が赴任する予定であるとの報告がありました。

次に、住民生活課より、主要行事、戸籍・住基関係、環境関係について報告がありました。1月末の高齢化率は37.04%、マイナンバーカードの普及率は36.05%、令和元年度から始まったコンビニ交付の発行枚数はマイナンバーカードの普及に伴い増えている。資源ごみの収支については令和2年度が最も少なかったが、令和3年度は徐々に回復しているとの報告がありました。

委員より、ごみの不法投棄で困っている地域がある。撲滅に向けて強力な対策はできないかとの質疑があり、執行部より、警察と連携を取り、さらなる対策を課内で検討したいとの答弁がありました。

委員より、可燃ごみ袋の極小型を望む声がある。極小型を可燃ごみと不燃ごみどちらにでも使えるようにしている市もある。本町においても検討できないかとの質疑があり、執行部より、これまでも検討したが、極小型を採用している他町に確認したところ、需要が少ないとのことだった。不燃ごみの袋が大き過ぎるとの声も寄せられているため、金額なども含め、引き続き検討したいとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、行事報告、地域包括支援センター等行事報告がありました。令和3年12月20日から24日にかけて丸亀養護学校の進路相談会があり、本町の卒業者は全員が福祉就労施設への就職を希望し、現在、マッチングが進んでいる。また、令和4年1月21日、若者就労相談会を開催した。これは若者のひきこもり支援を目的として、厚生労働省委託の機関である讃岐若者サポートステーションの協力を得て、働く場所や就労につなげるものである。15歳から49歳が対象で、毎月第3金曜日に開催を予定している。関係機関との連携を図って支援を進めていきたいとの報告がありました。

委員より、保護者がいなくなった後、障害を持つ子供が一人でどう生きていけばいいの心配でたまらない。町内に障害者のグループホームなどの施設があればとの声が障害者

の親から寄せられているが、町としてはどのように考えているかとの質疑があり、執行部より、担当課として障害者支援に様々取り組んでいるが、声を受け、さらにそうしたことも調査研究をしていきたいとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、事業等報告、中讃圏域健康生きがい中核事業利用実績、温泉バス利用実績、子育て支援サービス事業実績について報告がありました。

委員より、町内の新型コロナウイルス感染者のサポートはどこが担っているのかとの質疑があり、執行部より、中讃保健福祉事務所に担っている。感染者については担当課のほうでは分からない状況である。自宅療養の感染者が増えたことに伴って保健所業務が逼迫しているため、協力依頼があり、現在、保健師を1名交代制で中讃保健福祉事務所に派遣しているとの答弁がありました。

委員より、新型コロナウイルスワクチンの接種率はどの質疑があり、執行部より、3回目のワクチン接種率は、現在、65歳以上で約36%であるとの答弁がありました。

委員より、5歳から11歳のワクチン接種はどのようになっているのかとの質疑があり、執行部より、接種の開始に向け、12歳以上と同じように個別に接種券を発送するよう準備を進めており、現在、関係機関と調整をしているとの答弁がありました。

その他として、住民生活課より、家庭ごみの分類早見表の英語版及び中国語版を作成した。必要な方はホームページからダウンロードすることもできるし、役場窓口で配布もする。また、令和4年度よりは可燃ごみの祝日収集を行うとの報告がありました。

以上で、教育民生常任委員会所管事務調査の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○大西樹議長 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る2月15日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長同席し、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員出席の下、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

初めに、地籍調査課より、調査地区工程検査、地籍図・地籍簿成果閲覧の事業報告、現地調査計画の説明がありました。

委員より、満濃地区の固定資産税は地籍調査が完了した段階で課税に反映するとのことだが、全筆を確定するのは難しいと思う。どこかで課税に踏み切らないといけないのではないかと質疑があり、執行部より、当初より地籍調査完了後に調査結果を課税に反映することとしている。今後、地籍調査の結果を課税に反映する場合の手法をこれから研究しなければならないとの答弁がありました。

委員より、地籍調査で合筆や分筆する場合の具体的な手法を知りたいとの質疑があり、執行部より、地籍調査は土地の現況に合わせ合筆や分筆の修正が可能である。合筆は土地の所有者及び現況地目が同一で土地が接している場合は一筆にまとめることができる。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合はできないこともある。分筆は一筆の土地の中に現況地目が異なっている部分がある場合、また、管理上ははっきりした区分けがある場合に地目を変更し、2筆以上に分けることができるとの答弁がありました。

委員より、例えば山林で面積が少ない場合、隣接する別の所有者の土地に含め抹消することは可能かと質疑があり、執行部より、地籍調査では所有権の移転に関することはできないため、調査後に当事者同士で所有権移転の手続をしてもらうことになるとの答弁がありました。

次に、農林課より、農業委員会関係、農林振興関係の行事報告、満濃農村環境改善センターの利用状況、有害鳥獣捕獲頭数について報告がありました。

委員より、テレビ番組で「基盤整備をした農地であっても今のままでは担い手不足で荒地になってしまう。そろそろ頭を切り替え、農地を転用し活用する時期が来ている」と解説していたが、参考にしてほしいとの意見がありました。

委員より、利用権設定で賃貸借と使用貸借とあるが、今、農業情勢が厳しい時期であり、賃貸借を使用貸借に変えていく指導が必要ではないかとの意見があり、執行部より、状況にもよるが、使用貸借で借りるのが農業経営者としては有利である。ただ、昔から賃貸借契約をしている農家もいる。どういう定義で賃貸借を継続し、更新されているか確認し、指導について検討したいとの答弁がありました。

委員より、園芸産地活性事業について質疑があり、執行部より、ハウス施設を設置するための補助金で、さぬきのめざめ生産組合加入者で3戸以上がまとまれば補助金の対象事業であるとの答弁がありました。

委員より、新規サポート事業ヒアリングの内容と香川県中讃農業改良普及協議会幹事会でみどりの食料システム戦略交付金事業とは何かとの質疑があり、執行部より、新規サポート事業は新規就農者で就農開始から5年以内の新規農業者に年額150万円の補助を行う事業で、令和4年度は高篠地区から1名の申請があった。みどりの食料システム戦略交付金事業の打合せでは、農林水産省が新規事業の一環でSDGs脱炭素化も含めた事業を行っており、その中で中讃農業改良普及協議会が、JA香川県イチゴ部会及び農業者がハウスの中で減農薬のイチゴを生産するための調査研究の事業実施手続等を行うための幹事会であるとの答弁がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係の進捗状況、主なため池の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係進捗状況、下水道・農業集落排水事業関係についての報告がありました。

委員より、町道ののり面にシートを張る施工基準はあるのかとの質疑があり、執行部より、防草シートはのり高がおおむね4メートル以上で、地元で維持管理ができない箇所について、町の予算の範囲内で対応しているとの答弁がありました。

委員より、工事の発注状況について、工事を三つ、四つ持っている業者もいれば、全然当たっていない業者もいる。どんな振り分けをしているのかとの質疑があり、執行部より、資料にあるのはある程度の金額規模の資料で、小規模の入札は掲載されていない。なお、工事の額によって業者をランクづけした上で競争入札を行い、その結果として受注業者が決定されることになるため、均等に振り分けるのは難しいとの答弁がありました。

委員より、農地防災上に改修したらよいと思う池はどれくらいあるのかとの質疑があり、執行部より、防災重点ため池に指定されているため池が町内で200か所余りある。これが事業の対象となるとの答弁がありました。

委員より、県営の農村地区防災・減災・ため池耐震工事をしている中池のような池が町内に幾つあるか。今後、どのような方法でこの事業に取り組むかとの質疑があり、執行部より、今年度、対象になっているのは2件である。現在工事をしている中池のほかに琴南に1件あるが、こちらは地元の協力を得られず、実施できなかったため、県土地改良事務所と協議中である。今後の事業の取組については、過去に香川県が一定規模以上のため池を対象として一斉に耐震診断を行っており、その診断の結果、基準をクリアできなかった池が今述べた2か所である。それ以外の池については、診断の結果、クリアできている。今後はため池サポートセンターが香川県下の全ての池を何か年かかけ、目視で確認していく予定である。なお、ため池の保全型の工事については、今後も地元要望によって行っていくとの答弁がありました。

次に、地域振興課より、地域おこし協力隊の各隊員の活動状況、ひまわり推進事業では、香川大学との共同研究事業でヒマワリ関連商品の販売促進及び集客を図る研究、新商品の研究、栽培に関する研究などを行っていること、ことなみ未来会議事業での琴南地域活性化センター事業で農業部会のそば店は2月に開店予定であったが、コロナ感染症拡大により、次期ソバ収穫後に開店する予定になったこと、商工事業で、マイナポイント事業では、マイナンバーカードの普及とキャッシュレス化の促進を図るため、マイナポイント制度の予約、申込みの支援を実施しているとの説明がありました。

委員より、営業継続応援事業で農業者の中から申請はあったかとの質疑があり、執行部より、営業継続応援事業での申請は確認できていないが、昨年度の町独自で実施した持続化応援給付金事業では400件の申請があり、そのうち33件が農業者であったとの答弁がありました。

委員より、田舎で暮らしている者には分からないが、都会の人から見れば宝物に見える

ものがある。これからの地方は視点の違う人に見てもらう必要がある。例えば小水力発電事業といった水の豊富な山間地でないとできないものを考えていかなければならないとの意見があり、執行部より、脱炭素、SDGsを考える中で、地域の資源を使ってエネルギーをつくり、そのエネルギーを地域で消費するという考え方は重要である。地域的に水力発電のみで地域の電力を補うのは難しいと思う。水力発電以外にもバイオマス、太陽光発電など、複合的に地域でエネルギーをつくって地域で消費するという考え方もあると思うが、まだそこまでの研究ができていないとの答弁がありました。

以上で、建設経済常任委員会所管事務調査の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○大西樹議長 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、三好郁雄君。

○三好郁雄総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る2月17日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、執行部より、町長、副町長、所管課長出席し、総務常任委員会を開催しました。

議題は、所管事務調査、その他についてです。

初めに、総務課より、事業報告、火災発生状況、防災出前講習状況、交通事故発生状況等の説明と報告がありました。

委員より、琴南地区の土器どき広場でまた火災があったが、抜本的な対策が必要ではないかとの質疑があり、執行部より、前回の火災からいろいろ対策を行っているが、守らない人がいる。職員が毎日見回りし、声をかけるなど対応をしている。土器どき広場がネット上でキャンプ場としてよいという書き込みが広まり、キャンプ場として利用が多くなった。県の河川敷を町が管理しているが、返上するのは難しい。今後どうしていくか検討したいとの答弁がありました。

委員より、新型コロナウイルス感染症対策本部会議で職員が感染した場合のマニュアルを職員に周知しているのかとの質疑があり、執行部より、家族に感染者が出た場合の対応を各職員に示している。インフルエンザ等感染症関係の業務継続計画を立てており、それに準じて新型コロナウイルス感染症対策に基づいた業務継続計画を検討しているとの答弁がありました。

委員より、町内で感染者が数名出ているが、病院で対応しているのか。また、家庭で療

養している場合、食材等の生活支援は考えているのかとの質疑があり、執行部より、詳細なデータは分からない。支援については何ができるか、健康増進課、社協等も含めて検討していかなければならないと考えているとの答弁がありました。

委員より、交通事故について、昨年12月3日に琴南地区で複数の事故が同じ場所で起きている。看板設置等はしているが、それだけでは無理ではないか。舗装の改良等をして対策を行ってもらいたい。地元の住民が心配しているが、町としてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部より、国道438号の直線のところだと思うが、確かに事故が絶えない。注意喚起をしても、県外の人などはスピードを出す。警察など関係団体に再度要求し、何らかの手を打つように考えていきたいとの答弁がありました。

次に、企画政策課より、中讃広域行政事務組合での企画協議会について、定住自立圏形成について、出資法人関係では、指定管理者審議会について説明がありました。

また、交通安全対策では、あいあいタクシー事業実績、福祉タクシー実施状況の報告、人権推進室では、人権啓発事業、長尾会館運営状況、また、男女共同参画推進事業では、性的少数者LGBT等に関するアンケート結果の報告、4月からのパートナーシップ宣誓制度の導入について説明がありました。

委員より、パートナーシップ制度から一歩進んでファミリーシップ制度、家族の関係についても市や町が認めていくという制度が近隣でも三豊市で行われている。この制度について市町間の連携はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、ファミリーシップ制度は県内では三豊市が初めて今年1月から導入しているが、全国的にはまだまだ進んでいない。本町としては、まず、当事者の生きづらさを解消することを目的としてスタートしたいと考えている。また、市町でどのような形で連携が取れるのかを今後検討していかなければならないとの答弁がありました。

委員より、公共交通計画の策定でアンケートを取り、計画づくりをしていくとのことだが、どうなっているのか。また、路線バスやデマンドタクシー等との関係はどう考えているのかとの質疑があり、執行部より、将来的に人口減少が進む中、公共交通の役割というのはますます重要になってくる。地域公共交通計画を立て、将来的な生活圏域内の高齢者や住民の移動手段を確保していかなければならないと考えている。計画自体は令和5年度に立てる予定にしている。令和4年度ではアンケート調査等の下準備をしていく予定であるとの答弁がありました。

委員より、路線バス会社との定期的な協議はないのかとの質疑があり、執行部より、琴参バスに関しては連絡協議会という組織があり、現在も幹線道については補助金をもらっているため、その申請の段階で協議を行っている。現在、コロナ禍での影響がかなり出ているため、その対応についても協議をしている。地域公共交通計画では交通関係者も参画してもらっているので、議論しながら進めていきたいとの答弁がありました。

次に、税務課より、令和3年度町税等調定収納状況、コロナ減免申請件数等について報告がありました。

委員より、納税率は昨年度と同程度であるが、納税相談の件数は増えているのか。また、コロナ禍を踏まえ、どういふ変化があるのかとの質疑があり、執行部より、窓口では今のところ特に変化はない。町の申告相談を2月14日から行っており、琴南で3日間行った状況としては、若干、来る方は減少傾向にあった。それはe-Taxでネット等を利用した方も増えていると聞くが、分析等を行いたいと思うとの答弁がありました。

また、委員より、入湯税について、コロナ禍の中、税収が落ちていない理由を調べるよう意見がありました。

次に、会計室より、前回の所管事務調査以後、会計経理事務については公金管理、収入支出審査など適正に処理できている。また、JAの金融機関が統合されることになったとの報告がありました。

委員より、町内の銀行等が統合によりなくなる前に町に相談があるのかとの質疑があり、執行部より、決定事項のみ通知があるとの答弁がありました。

次に、仲南支所より、事業報告、町マイクロバス運行実績等について報告がありました。

次に、琴南支所より、事業報告、琴南農改センター・琴南総合センターの利用実績等、報告がありました。

委員より、下福家と中熊下宮農飲雑用水施設の指定管理者の組織について質疑があり、執行部より、下福家地区の宮農飲雑用水については下福家水道組合が管理している。現在利用している人数としては、受益戸数20世帯、受益人数27名、中熊下についても中熊下水道組合が管理している。受益戸数11戸、受益人数20名であり、地区内の住民による団体である。内容等については議案で説明するとの答弁がありました。

以上で、総務常任委員会所管事務調査の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

少し早くて申し訳ないんですが、ここで休憩を取りたいと思います。議場の時計で13時までといたします。よろしく願いいたします。

休憩 午前 11時32分

再開 午後 1時00分

(白川皆男議員退席 午後1時00分)

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第8 議案第1号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第8、議案第1号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第1号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

この一部改正は、まんのう町消防団員の報酬及び出動手当について、消防庁通知の消防団員の報酬等の基準の策定についてにより示された基準を満たすよう処遇の改善を行うため、また、年々減少する消防団員の確保のため、所要の改正を行うものでございます。

施行日は令和4年4月1日からといたしております。

改正内容につきましては、総務課長より説明させますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 それでは、議案第1号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

上位法令や適用条項の改正に伴う修正や条文中の字句の訂正等につきましては、説明を簡略化させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、タブレット、令和4年第1回定例会のほうに説明資料をアップしておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。

それでは、お手元の新旧対照表を御覧ください。

この条例は、昨年8月に消防庁より示された消防団員の報酬等の基準を受けて改正するものでございます。本基準につきましては、消防庁が開催しました消防団員の処遇等に関する検討会において、消防団員数の減少傾向や近年の災害の多発化・激甚化を受け、消防団員の適切な処遇の在り方、具体的には消防団員に支払われている出動手当、年額報酬等についての検討が行われ、作成されたものでございます。示された報酬等の基準を満たし、本町消防団員の処遇の改善を図るため、出動手当、報酬等について改正するものでございます。

なお、改正は第12条の報酬関係、第13条の旅費関係であります。

まず、第12条の報酬についてでございますけれども、別表にありますように、年額報酬のほか、出動手当を新たに創設しております。災害に係る出動報酬については、消防庁より示されました基準額であります1日8,000円を満たすよう、4時間未満4,000円、4時間以上8時間未満8,000円、8時間以上となる場合は、その超える時間4時間未満ごとに4,000円を加算して支給することとしております。

訓練等に対する出動報酬については、活動時間が事前に分かっていることや、災害出動に比べて危険性が比較的低いということから、これまでの出動手当と同額の1回1,500円を支給することとしております。

年額報酬については、示された基準額である団員の階級にある者の年額3万6,500円を既に満たしておりますので、変更はございません。

次に、第13条の旅費関係についてでございます。災害や訓練等の出動に伴い実費が生じることを踏まえまして、一律1,500円を支給することとしております。現行では災害または訓練等、その出動区分に応じ費用弁償を支払っておりましたが、団員の労苦に報いた費用を支給するため、先ほど述べたように出動報酬を新設しておりますので、費用弁償としては、出動に伴う実費として一律の金額としております。

また、第3条から5条の任用・欠格条項・分限の部分についてもただし書を追記しております。これは少子化の進展によりまして、若年層そのものが減少していることに加え、被雇用者の割合が増加していることに伴いまして、仕事の都合により町外への勤務、また、町外に居住する団員が増加することを想定しまして、消防団体制の維持を図るため、ただし書を追記するものでございます。

本町消防団員数及び若年層は減少傾向にあります。転勤や転出に伴う退団者も毎年少なからずある状況でございます。消防団活動を維持するためにも、原則はまんのう町内に居住・勤務する者に限られますが、当該団員の消防団活動実施状況や有事における参集の可否等を考慮した上で、消防団員として在籍することを認める旨、ただし書を追加するものでございます。

施行日は、令和4年4月1日からといたしております。

以上、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 タブレットにアップされている団員数とか、平均年齢とか、消防団員の実態がよく分かって、非常に分かりやすいです。

それで、一つ、委員会の中で報告してもらえたらいいのは、県下のほかのところはどうなんかが分かったら審議しやすいなど。提案の趣旨は全く賛同いたします。以上、お願いしておいたらと思います。

○大西樹議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第2号 まんのう町犬の危害防止条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第9、議案第2号 まんのう町犬の危害防止条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第2号 まんのう町犬の危害防止条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

平成18年3月20日から施行いたしました本条例であります。施行以後、社会の動物愛護に対する意識の高まりなどもあり、香川県においては、令和2年3月に香川県動物の愛護及び管理に関する条例が一部改正されました。これを受けて、本町の条例を一部改正するものでございます。

改正内容につきましては、住民生活課長に説明させますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 住民生活課長、山本貴文君。

○山本住民生活課長 本件、議案第2号 まんのう町犬の危害防止条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

本条例につきましては、ただいま町長より説明がありましたとおり、平成18年3月に施行され、以降、社会情勢の変化や県条例の一部改正等がありましたが、これまで手つかずの状態となっておりました部分につきまして、今回、一部改正を行うものであります。

お手元の新旧対照表を御覧ください。

まず、第2条の定義であります。条例中に使われる用語の意義についての部分でありまして、その中にあります第4項の「薬物」と第5項の「毒餌」を削除しまして、新しく第4項に飼い犬を鎖等でつなぐなどの場合に使われる「係留」の文言と、それに関する部分を入れるものです。

次に、第3条として「飼い主の義務」を新たに追加し、さきの香川県動物の愛護及び管理に関する条例に連動するようにいたしました。

次に、条ずれいたしまして、現行の第4条が改正後の第5条となり、その中で現行で「駆除」となっております用語を「捕獲」に変更し、第2項の「薬物」の使用に関する部分を削除するものです。

次に、現行の第5条の部分であります。この第5条につきましては、これまでの第4条で「薬物」とか「毒餌」を使用することができることを前提とした部分でありまして、現行での第4条中で、この「薬物」等に関する部分を削除することとしておりますので、この第5条が不要となり、削除いたします。代わりに、「損害の不補償」の条文「町長は、前条第1項の規定による捕獲箱等の使用により飼い犬が捕獲後処分され又はへい死してもその損害の補償は行わない。」という部分を追加いたしました。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第2号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第3号 丸亀市との定住自立圏形成協定の一部変更について

○大西樹議長 日程第10、議案第3号 丸亀市との定住自立圏形成協定の一部変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第3号 丸亀市との定住自立圏形成協定の一部変更について、その提案理由を申し上げます。

国の定住自立圏構想推進要綱に基づき、本町と丸亀市との間において平成24年4月19日に締結しました定住自立圏の形成に関する協定を一部変更することについて、まんのう町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

別紙として定住自立圏の形成に関する変更協定書を添付しており、内容といたしましては、協定書の別表第1、別表第2、別表第3について変更するものでございます。

別表第1は「生活機能の強化に係る政策分野」で、医療、福祉、教育、産業振興、環境、消防・防災、その他の項目について、別表第2は「結びつきやネットワークの強化に係る政策分野」で、地域公共交通、地域情報政策、道路等の交通インフラの整備、地域内外の住民との交流・移住促進、その他の項目について、別表第3は「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」で、宣言中心市等における人材の育成、圏域内市町の職員等の交流、その他の項目について、それぞれの施策における取組内容と丸亀市を甲、まんのう町を乙とする互いの役割について記載しております。

なお、協定に基づき推進する具体的な取組につきましては、タブレット端末に載せさせていただきますので、お目通しいただきたいと思います。

また、この定住自立圏形成協定の一部変更に係る第3次瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョンにつきましては、令和3年4月に関連する圏域内2市3町において策定業務に着手し、事務調整会議を3回、定住自立圏形成推進委員会を2回、定住自立圏共生ビジョン懇談会を2回開催した後、パブリックコメントの実施を経て、令和4年2月4日に開催された3回目の定住自立圏形成推進委員会で承認されております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第4号 工事請負契約の締結について（令和3年度まんのう町本庁舎3・4階設備改修工事）

○大西樹議長 日程第11、議案第4号 工事請負契約の締結について（令和3年度まんのう町本庁舎3・4階設備改修工事）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第4号 工事請負契約の締結について（令和3年度まんのう町本庁舎3・4階設備改修工事）について、その提案理由を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、令和3年度まんのう町本庁舎3・4階設備改修工事。契約の方法、条件付き一般競争入札。契約金額、1億708万5,000円、うち消費税額973万5,000円でございます。契約の相手方、株式会社フソウ代表取締役社長執行役員、角尚宣でございます。

今回の契約は、まんのう町本庁舎の3・4階の空調照明設備等の改修工事の請負契約の締結を行おうとするものでございます。

経過等詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 それでは、令和3年度まんのう町本庁舎3・4階設備改修工事に関する入札執行内容及び経過について御説明申し上げます。

まず、入札の形式といたしましては、条件付き一般競争入札といたしております。

入札参加資格といたしましては、対象を単独企業もしくは共同企業体として、一般的な事項のほか、香川県に本社、本店または支店、営業所を有すること。まんのう町の建設工事に係る指名競争入札参加資格を有する者（業種は電気工事及び管工事）でございます。

また、建設業法の規定による経営事項審査における電気工事及び管工事の総合数値が1,000点以上の者であること。次に、請負金額が1億円以上の建築設備工事の施工実績を有すること。建設業法の規定に基づく監理技術者資格を有し、かつ、入札参加資格要件である工事の担当者としての経験実績を有する者を専任で配置できることを条件としております。

去る令和3年12月14日に一般競争入札の公告を行いまして、12月23日に参加受付を締め切り、審査の結果、2社の参加資格を確認し、令和4年2月2日に入札執行いたしました。

入札の結果、株式会社フソウが落札いたしました。これにより、本日、工事請負契約の締結を議案として上程させていただきました。

以上、簡単ではございますが、入札執行内容及び経過の説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第5号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度満濃南こども園統合施設建設工事（建築））

○大西樹議長 日程第12、議案第5号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度満濃南こども園統合施設建設工事（建築））の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第5号 工事請負変更契約の締結について、その提案理由を申し上げます。

次のとおり、令和3年度満濃南こども園統合施設建設工事（建築）について変更契約をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更増の契約金額1,587万3,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額144万3,000円、既契約金額6億6,836万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額6,076万円、既本契約日、令和3年6月15日、契約の相手方、丸亀市田村町1238番地、株式会社ヒカリ代表取締役、池田孝道でございます。

このたびの変更契約の主な内容といたしましては、建築中の新園舎と改修をして利用する旧園舎の間を、園児らが行き来する屋外歩廊に屋根を追加設置するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第5号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第6号 下福家営農飲雑用水施設の指定管理者の指定について

○大西樹議長 日程第13、議案第6号 下福家営農飲雑用水施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第6号 下福家営農飲雑用水施設の指定管理者の指定について、その提案理由を申し上げます。

下福家営農飲雑用水施設は、未給水地域である当該地域において、県営中山間地域総合整備事業により、農業生産環境及び住民の生活環境の改善を図るために設置された町有施設であり、下福家水道組合代表者、藤原芳黄氏が指定管理者として管理を行っております。

指定の期間が令和4年3月31日をもって終了することから、引き続き、下福家水道組合を指定管理者として指定するものでございます。

下福家水道組合は、下福家地区の営農飲雑用水施設の管理運営に関し、適正な利用と保全管理、永続的な活用を図り、地域農業の振興と改善を図ることを目的として、受益者である地元住民により設立されました。

指定管理者として施設の保守点検、小規模修繕等に対しても問題なく適正に対応し、また、豊富な経験を有するとともに業務に習熟しているため、施設に突発的な不具合等が発生した場合でも迅速に対応できるものと考えております。

参考までに、現在の施設利用者は受益戸数20戸、受益人数27名でございます。

令和4年1月26日に指定管理者審議会が開催され、下福家水道組合が下福家営農飲雑用水施設の指定管理者とすることが適当であるとの判定も出ております。

以上の理由により、下福家営農飲雑用水施設については、まんのう町公の施設の指定管理に関する条例第3条、公募によらない指定管理者の選定の規定により、下福家水道組合の設立目的と役割が当該施設の設置目的と機能に一致しており、施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成することができると思料する公共的団体に該当すると考えられ、指定管理者として指定するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○**竹林昌秀議員** 町が設置して、利用する人が指定管理者で運用するというのは、それが一番的確な方法でいいと思うんですけども、飲雑用水というのはどんなものか、水道水とどう違うのかをちょっと伺っておきたい。

それから、運営に当たっては、関係法令を遵守することとありますけれども、関係法令というのは何でしょうかということ。それは同じことかもしれませんが、留意事項で、衛生管理に十分配慮し、常に良好な水質の保持に努めること。水質のことはちょっと町が責任を持ってあげてもええかなと思ったりもするんですけど、何の基準で飲雑用水というのは水質基準をするのか、井戸水と同じ基準ぐらいなのか、そこをちょっと概略だけ伺っておきます。委員会の中で説明してくれてもいいんですけど、ちょっとこれだけ伺っておきます。

○**大西樹議長** 琴南支所長、河野正法さん。

○**河野琴南支所長** 竹林議員の御質問にお答えいたします。

本施設の水源につきましては、営農飲雑用水ということで、水道法に定められております水道ではございません。水質の関係でございますが、それは水道法に定められておるものではないので、通常の井戸水の関係と同じ13項目の衛生管理という部分は地元のほうに管理をしていただく上で、その部分については検査をしていただくというようなことをお願いしております。

関係法令等につきましてはということで、法令関係というので、町のほうの条例関係の中で、町の営農水道施設に設置及び管理に関する条例等を遵守していただくということで、管理運営のほうをしていただくということをお願いしております。以上です。

○**大西樹議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**大西樹議長** これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第7号 中熊下営農飲雑用水施設の指定管理者の指定について

○**大西樹議長** 日程第14、議案第7号 中熊下営農飲雑用水施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** ただいま上程されました、議案第7号 中熊下営農飲雑用水施設の指定管理者の指定について、その提案理由を申し上げます。

中熊下営農飲雑用水施設は、未給水地域である当該地域において、県営中山間地域総合整備事業により、農業生産環境及び住民の生活環境の改善を図るために設置された町有施設であり、中熊下水道組合代表者、西岡信雄氏が指定管理者として管理を行っています。

指定の期間が令和4年3月31日をもって終了することから、引き続き、中熊下水道組

合を指定管理者として指定するものでございます。

中熊下水道組合は、中熊下地区の営農飲雑用水施設の管理運営に関し、適正な利用と保全管理、永続的な活用を図り、地域農業の振興と改善を図ることを目的として、受益者である地元住民により設立されました。

指定管理者として施設の保守点検、小規模修繕等に対しても問題なく適正に対応し、また、豊富な経験を有するとともに業務に習熟しているため、施設に突発的な不具合等が発生した場合でも迅速に対応できるものと考えております。

参考までに、現在の施設利用者は受益戸数11戸、受益人数20人でございます。

令和4年1月26日に指定管理者審議会が開催され、中熊下水道組合が中熊下営農飲雑用水施設の指定管理者とすることが適当であるとの判定も出ております。

以上の理由により、中熊下営農飲雑用水施設については、まんのう町公の施設の指定管理に関する条例第3条、公募によらない指定管理者の選定の規定により、中熊下水道組合の設立目的と役割が当該施設の設置目的と機能に一致しており、施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成することができると思料する公共的団体に該当すると考え、指定管理者として指定するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第15 議案第8号 財産の取得について

○大西樹議長 日程第15、議案第8号 財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第8号 財産の取得について、その提案理由を申し上げます。

次のとおり財産の取得をしたいので、地方自治法第96条第1項第8号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、まんのう町吉野字五毛上所3627番1、山林3万2,737平方メートル、まんのう町神野字岡53番25、保安林1万2,605平方メートル、まんのう

町神野字岡53番30、保安林5,785平方メートル、まんのう町神野字岡53番35、保安林6,377平方メートルの合計4筆5万7,504平方メートルでございます。

予定価格は合計2,454万2,000円で、相手方は一覧表記載のとおりでございます。

取得の目的につきましては、満濃池の名勝指定に伴い、その名勝管理団体としてまんのう町が文化庁から令和2年3月10日に指定を受けました。名勝の指定エリアの中には国や県、町などの公共団体のほか、土地改良区や財産区、民有地など、所有者は多岐にわたっておりますが、特に民有地につきましては、個人での保存管理は難しい状況にあります。名勝の適切な管理を行うため、国、県の補助を受けて、民有地である本財産を取得するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第8号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第9号 まんのう町道路線の変更について

○大西樹議長 日程第16、議案第9号 まんのう町道路線の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第9号 まんのう町道路線の変更について、その提案理由を申し上げます。

なお、路線の変更については、道路法第10条の第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回、提案路線名、杉ノ上中村線については、路線の一部を地元へ移管するのに伴い、区域変更するものでございます。

なお、位置、場所については、別紙のとおり図面を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第10号 まんのう町道路線の認定について

○大西樹議長 日程第17、議案第10号 まんのう町道路線の認定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第10号 まんのう町道路線の認定について、その提案理由を申し上げます。

なお、路線の認定については、道路法第8条の第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回、提案路線名、中村宮西線については、延長279.6メートルを認定するものであり、この路線は議案第9号の杉ノ上中村線の区域変更に伴い、新規認定するものでございます。

なお、位置、場所については、別紙のとおり図面を添付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第10号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第11号 まんのう町道路線の廃止について

○大西樹議長 日程第18、議案第11号 まんのう町道路線の廃止についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第11号 まんのう町道路線の廃止について、その提案理由を申し上げます。

なお、路線の廃止については、道路法第10条の第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回、提案路線名、三木線については、延長60.1メートルを廃止するものであり、この路線は今回の町道路線廃止後、地元による管理を行う予定となっております。

なお、位置、場所については、別紙のとおり図面を添付しておりますので、御参照いただきたいと思ひます。

以上、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 道路を、町道を廃止すると、道路の延長と面積が地方交付税の算定の数値になっております。私が町役場へ入った頃は、奈良県の山奥が作業道みたいなのをみんな町道に認定しとって、それがばれて、日本中で道路の認定の議決と道路の区域決定の通知書を道路のあらゆる町道につけて、道路台帳を今後7年ぐらいで整備せよという大騒ぎになったときがあります。非常に地方交付税をどうやってもらうかというのは財政の知恵の発揮のしどころで、簡単に町道を廃止していいとは私は思っていないんですね。廃止したら、道路所管課の負担は軽くなるんですけど、安易にせんように、この具体をちょっと委員会の中で論議していただいて、ここを廃止したために地方交付税がどれだけ減るんか、その試算を委員会の席へ出してくれることを求めておきます。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第11号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第19 議案第12号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第6号

○大西樹議長 日程第19、議案第12号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第6号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第12号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第6号について、その提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ326万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億4,828万1,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費につきましては、5ページの第2表を御覧ください。令和4年度へ繰越しをする20事業について、繰り越して使用できる経費の上限を定めるものでございます。

第3条の地方債の補正は、7ページの第3表を御覧ください。これは起債の目的にある

それぞれの事業について、限度額の追加、変更及び廃止をするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

13ページをお開きください。

第1款町税224万5,000円の増額は、軽自動車税の増額によるものでございます。

14ページの第4款法人事業税交付金から17ページの第9款地方特例交付金では、それぞれの歳入決算見込みにより補正をしております。

次に、18ページをお開きください。 (三好勝利議員退席 午後1時43分)

第10款地方交付税は、普通交付税の歳入決算見込みにより8億6,099万9,000円を増額しております。

19ページを御覧ください。

第12款分担金及び負担金300万円の減額は、主に小規模ため池防災特別対策事業分担金290万円の減額などによるものでございます。

20ページをお開きください。

第13款使用料及び手数料473万5,000円の減額は、主に塩入温泉及びエピアみかど使用料の減額によるものでございます。

21ページを御覧ください。

第14款国庫支出金2,337万7,000円の増額は、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,232万7,000円や新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,453万9,000円の増額などによるものでございます。

22ページをお開きください。

第15款県支出金9,915万円の減額は、主に小規模ため池防災特別対策事業補助金など、農林水産業費県補助金7,361万4,000円の減額などによるものでございます。

24ページをお開きください。

第16款財産収入は292万3,000円の増額です。これは主に法定外公共物売払い収入を増額したことによるものでございます。

25ページを御覧ください。

第17款寄附金5,045万1,000円の増額は、香川県中部広域競艇事業組合からの分配寄附金3,509万6,000円を含む一般寄附金及びふるさと応援寄附金1,500万円の決算見込みによる増額でございます。

26ページをお開きください。

第18款繰入金7億6,941万6,000円の減額は、主に減債基金繰入金を4億7,600万円減額したことによるものでございます。

27ページを御覧ください。

第19款繰越金9,773万2,000円の増額は、前年度繰越金確定による増額補正

でございます。

28ページをお開きください。

第20款諸収入1,576万円の増額は、主に競艇事業組合分配金1,400万円の増額によるものでございます。

29ページを御覧ください。

第21款町債2億3,030万円の減額は、主に第1目総務債において、臨時財政対策債を5,370万円、琴南支所周辺整備事業債を5,070万円それぞれ減額したこと、第4目農林水産業債において、小規模ため池防災対策特別事業債などを5,670万円減額したことであります。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

30ページをお開きください。

第1款議会費は309万9,000円の減額です。これは主に特別旅費を290万円減額したことによるものでございます。

31ページを御覧ください。

第2款総務費は8,050万5,000円の減額です。これは主に32ページに記載しております第16目町民会館費において、琴南総合センター新築事業費を5,063万円減額したことによるものでございます。

34ページをお開きください。

第3款民生費は6,707万2,000円の減額です。これは主に35ページ、第2項児童福祉費、第3目児童措置費において、児童手当給付費を1,369万円減額したことによるものでございます。

(三好勝利議員入室 午後1時48分)

37ページをお開きください。

第4款衛生費は1,835万4,000円の減額です。これは主に第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費において、保健予防事業費を1,350万円減額したこと及び第4目環境衛生費における合併処理浄化槽設置事業補助金を1,200万円減額したことによるものでございます。

38ページをお開きください。

第6款農林水産業費は1億1,880万6,000円の減額です。これは主に第1項農業費、第5目農地費において、小規模ため池防災対策特別事業費を6,135万6,000円減額したことなどによるものでございます。

40ページをお開きください。

第7款商工費について補正額はありますが、商品券発行事業などの財源振替を行っております。

41ページを御覧ください。

第8款土木費は788万円の減額です。これは主に第4項都市計画費、第3目公共下水道費において、操出金を462万円減額したことなどによるものでございます。

42ページをお開きください。

第9款消防費は20万円の減額です。これは第4目消防施設費において、消火栓新設改良負担金を減額補正しているためであります。その他の第1目などは財源振替をしているもので、補正額はありません。

43ページを御覧ください。

第10款教育費は6,687万8,000円の減額です。これは主に第2目事務局費において、海外派遣業務委託料781万円など、事務局費全体で2,055万2,000円減額していること及び44ページにおいて、第5項社会教育費、第1目社会教育総務費において、文化財保護事業費653万1,000円など、合わせて1,603万1,000円減額補正しているためでございます。

45ページを御覧ください。

第11款災害復旧費は110万円の減額でございます。これは第1目農地農業用施設災害復旧費の減額補正であります。

46ページをお開きください。

第12款公債費1,870万円の減額は、長期債償還利子の減額によるものでございます。

47ページを御覧ください。

第13款諸支出金では3億7,932万6,000円の増額です。これは主に第3項基金費、第1目財政調整基金費において、積立金を2億8,509万6,000円増額したことによるものでございます。

なお、48ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしておりますので、お目通しのほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上、議案第12号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第6号について御説明申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありますか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 一般会計は320万円ぐらいの減額ということになっておりますが、歳出で基金へ3億7,000万円ぐらい積むと、たまるということですね。県へ決算見込みを出してあるだろうと思うんですけど、決算見込みでは繰越金額を幾らと県のほうへ報告してますか。それを今の時点でちょっと伺っておきたい。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 竹林議員の質問にお答えします。

決算見込みについては、ちょっと把握ができてないんですけども、また委員会の中で分かればお示ししたいと思います。

それで、この補正の内容につきましては、またタブレットのほうに上げておりますので、それをまた御覧いただいたらと思います。よろしくお願いします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 この補正予算を見る限りにおいて、本町の財政に懸念はない。基金に積み立ててつじつまを合わせてるということだから、積極的に政策研究して、有効な使い道を皆さんに考えることを提案しておきたいと思います。以上です。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第12号は、総務常任委員会に付託いたします。

会議中ではございますが、ここで休憩を取りたいと思います。2時10分まで、よろしくお願いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第20 議案第13号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案） 第2号

○大西樹議長 日程第20、議案第13号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第13号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号について、その提案理由を申し上げます。

51ページをお開きください。

第1条第1項の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,162万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億5,352万8,000円とするものでございます。

事業勘定の歳入歳出予算の補正については、55ページの第1表を御覧ください。

それでは、事業勘定の事項別明細書61ページをお開きください。

歳入の主なものとして、第5款国庫支出金において、制度関係業務準備事業費補助金を630万円減額、また、第10款繰入金では、一般会計繰入れを1,500万円増額計上いたしております。これは歳入決算見込みによる増額でございます。

62ページをお開きください。

これに対する歳出の主なものとしたしましては、第3款国民健康保険事業費納付金にお

いて、年間所要額の決算見込みにより全体で2,750万5,000円減額、第7款基金積立金では、財政調整基金積立金として3,900万円を増額いたしております。

以上、議案第13号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由並びにその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 これを見たら、歳入で他会計繰入金で1,500万円あって、入れて、そして3,900万円、これ、町長の今の話やと、財政調整基金へ3,900万円出す言いましたね。出すんやったら国民健康保険事業財政調整基金、そこへ3,900万円出したらどうかなと思うんやけど、制度がどういうふうになっとるんか、説明を伺っておきたい。国保のお金の余った分は、国保の基金へ積んだらどうかということですよ。どうなんでしょう。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 竹林議員の質問にお答えします。

今、聞かれたのは、国保会計の中の財政調整基金のことでよろしいでしょうか。一般会計から国保会計の財政調整基金には制度上、積めないと思うんですけども、国保会計の中の剰余金については、国保会計の中の一般会計と同じような財政調整基金がございまして、そこへ積むようなことになってます。以上でございます。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第13号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第14号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号

○大西樹議長 日程第21、議案第14号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第14号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号について、その提案理由を申し上げます。

65ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の

総額をそれぞれ3億619万3,000円とするものでございます。

事項別明細書73ページをお開きください。

歳入では、第1款後期高齢者医療保険料を706万2,000円減額し、第4款繰入金において、一般会計繰入金を646万2,000円増額しております。これは歳入決算見込みによる増額でございます。

74ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第3款諸支出金において、保険料還付金を60万円減額補正いたしております。

以上、議案第14号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第15号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号

○大西樹議長 日程第22、議案第15号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第15号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号について、その提案理由を申し上げます。

77ページをお開きください。

第1条の歳入歳出の補正では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,409万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億9,539万4,000円とするものでございます。

次に、第2条の債務負担行為については、81ページの第2表を御覧ください。これは地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載しております。

それでは、事項別明細書87ページをお開きください。

歳入の主なものといたしましては、第1款介護保険料を1,240万9,000円増額、第4款国庫支出金において、決算見込みによる補正として859万7,000円減額、第

5 款支払基金交付金において、合わせて 8 1 8 万円の減額、第 9 款繰入金において、一般会計及び基金繰入金を合わせて 2, 2 7 2 万 9, 0 0 0 円増額いたしております。

8 9 ページをお開きください。

これに対する歳出の主なものとしたしましては、第 2 款保険給付費において、介護サービス諸費など、合わせて 2, 2 0 0 万円減額し、9 0 ページの第 5 款地域支援事業費において、介護予防事業費など、合わせて 1, 0 8 5 万円減額補正いたしております。

また、9 2 ページをお開きください。

第 6 款基金積立金では、5, 0 0 0 万円を財政調整基金積立金として増額計上いたしております。

以上、議案第 1 5 号 令和 3 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第 1 5 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第 2 3 議案第 1 6 号 令和 3 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第 3 号

○大西樹議長 日程第 2 3、議案第 1 6 号 令和 3 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第 3 号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 1 6 号 令和 3 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第 3 号について、その提案理由を申し上げます。

9 5 ページをお開きください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 1 2 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 4 4 4 万円とするものでございます。

第 2 条の繰越明許費につきましては、9 9 ページの第 2 表を御覧ください。令和 3 年度へ繰越しをする事業について、繰り越して使用できる経費の上限を定めるものでございます。

第 3 条の地方債の補正は、1 0 1 ページの第 3 表を御覧ください。これは起債の目的にある事業について、限度額の変更をするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

事項別明細書107ページをお開きください。

歳入では、第6款繰入金を462万円減額し、第9款町債において50万円の増額をしております。これは歳入決算見込みによる補正でございます。

108ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第1款総務費を決算見込みにより302万円減額し、第2款施設費を110万円減額、第3款公債費においては補正額はございませんが、一般財源から使用料及び地方債に財源振替をしております。

なお、109ページには年度末における地方債現在高の見込みに関する調書をつけております。

以上、議案第16号 令和3年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第3号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第24 議案第17号 令和4年度まんのう町一般会計予算（案）

○大西樹議長 日程第24、議案第17号 令和4年度まんのう町一般会計予算（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第17号 令和4年度まんのう町一般会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算総額は120億500万円で、対前年度1億9,200万円の増、1.6%増となっております。

11ページの歳入歳出予算事項別明細書をお開きください。

歳入予算につきましては、まず、町にとって一番重要かつ自主財源の根幹をなす町税について対前年度1億5,422万円の増額、8.4%増を想定しております。これは主に固定資産税が対前年度1億2,559万円の増額、13.8%増によるものでございます。町税については、今後とも収納率低下を招くことのないよう、住民の公平負担の観点から

も収納率向上に向けて一層努力してまいります。

次に、10款の地方交付税において、当町は令和3年度より5年間の激変緩和措置期間が終了し、通常算定に入っているわけでありましたが、個別算定経費である合併特例債償還金の算入金額増加が見込まれること及びコロナウイルス関連による臨時経済対策措置の観点から、普通交付税は前年度同額の35億5,900万円としております。過去3か年の交付実績を基に特別交付税は3,300万円の減額としております。

第14款の国庫支出金は、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億7,395万1,000円、児童手当交付金1億9,079万2,000円を計上しており、対前年度1億9,040万8,000円の増額、28.9%増となっております。

21款の町債は、満濃南こども園統合施設建設事業債などの減少により、対前年度4億8,390万円の減額、23%減としております。

12ページをお開きください。

歳出予算につきましては、前年度と比べて議会費、民生費、衛生費、災害復旧費が減少し、その他の款は前年度を上回っております。

歳出全体としては、昨年に引き続き、民生費が全体の26.5%と、最も大きなウェートを占めております。

1ページにお戻りください。

第2条の地方債は、7ページ、第2表、地方債で、目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法を定めております。

第3条の一時借入金は、最高額を10億円と定めるものでございます。

第4条は、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、歳出予算の各項の間で流用できる経費について記載いたしております。

概要の説明は担当課長より申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 それでは、令和4年度一般会計当初予算案の概要について、お手元に配付しております令和4年度当初予算の概要に沿って御説明申し上げます。

まず、3ページをお開きください。

一般会計当初予算の総額は120億500万円、対前年度1億9,200万円、対前年度比1.6%増といたしました。

特別会計予算につきましては、それぞれ第1表、令和4年度当初予算の状況でお示ししております。

次に、6ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算の状況について御説明いたします。

まず、歳入予算につきましては、6ページの第2表、令和4年度一般会計歳入予算の内訳で、款ごとの金額を前年度と比較して示しております。

主なものを御説明いたします。

第1款町税は19億9,909万8,000円、対前年度比8.4%増を計上しております。前年度より1億5,422万円の増加となっております。この主な要因につきましては、固定資産税が対前年度1億2,559万円の増額、13.8%増によるものでございます。

次に、第10款地方交付税でございます。地方交付税は令和4年度も全体として前年度算定額に国の推計増減率等を考慮して計上いたしております。当町は平成28年度より5年間の激変緩和措置期間が令和2年度で終了したわけでございますけれども、個別算定経費であります合併特例債償還金の算入金額増加が見込まれること、また、新型コロナウイルス関連におきまして、臨時経済対策措置の観点から普通交付税は前年度同額の35億5,900万円としております。過去3年間の交付実績を基に、特別交付税につきましては、3,300万円減の2億6,400万円としております。

次に、14款国庫支出金でございます。これにつきましては8億4,954万5,000円、対前年度1億9,040万8,000円の増、対前年度比28.9%増を計上いたしました。主には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、また、デジタル基盤改革支援補助金が増加したことによるものでございます。

次に、15款県支出金でございます。県支出金につきましては8億575万2,000円、対前年度2,021万円の減、対前年度比2.4%減となっております。この主な要因につきましては、農林水産業費において農地費補助金が減少したことが挙げられます。

次に、18款繰入金でございます。繰入金につきましては13億789万円、対前年度1億8,533万2,000円の増、対前年度比16.5%増を計上いたしました。主な要因につきましては、施設整備などの事業実施によります財源対策のための財政調整基金繰入金、対前年度1億1,579万円増の増加によるものでございます。

次に、21款町債でございます。町債につきましては全体で16億1,830万円、対前年度4億8,390万円減、対前年度比23.0%減を計上いたしました。主に民生費におけます満濃南こども園施設統合整備事業や、農林水産業費における小規模ため池防災対策特別事業などへ充当する起債額が減少したことが要因でございます。

一方、町民ホール大規模改修事業や消防屯所等整備事業債など、発行額が増加するものもございます。

また、臨時財政対策債については、財政調整機能を強化する観点から、平成25年度から財源不足額方式に算定方式が完全移行しております。そういった中、令和4年度は国が全体額を抑制する方針を示していることから3億390万円、対前年度5,370万円減を計上いたしました。

今後も町債につきましてはできるだけ発行額を抑制するとともに、町にとって負担が少なくなる有利な合併特例債、過疎・辺地債等の活用を行ってまいり所存でございます。

なお、町債における一般会計の令和4年度末現在高見込額は146億1万6,000円

で、令和3年度末現在高見込みより7,094万1,000円の増となっております。

次に、歳出予算について御説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。

第3表、令和4年度一般会計歳出予算の内訳で、款ごとの金額を前年度と比較してお示ししております。

また、各款ごとの予算の主な内容は17ページから記述しておりますので、御覧ください。

それでは、主なものを御説明いたします。

17ページをお開きください。

第1款議会費につきましては、対前年度52万円減、0.4%減としております。これは主に議員共済負担金の減少によるものでございます。

第2款総務費につきましては、対前年度5億4,205万3,000円の増、34.1%増としております。主な要因につきましては、19ページにあります16町民会館費において、町民文化ホール吊り天井撤去他工事費の増、3億円の増加などによるものでございます。

次、21ページの第3款民生費でございます。これは対前年度9億676万8,000円の減、22.2%減としております。主な要因につきましては、22ページにあります第2項児童福祉費、認定こども園費におきまして、満濃南こども園統合施設建設工事費が9億8,000万円減額となったことによるものでございます。

次に、22ページの下段でございます。第4款衛生費につきましては、対前年度2,191万4,000円の減、2.9%減としております。主な要因につきましては、23ページの第1項でございます。保健衛生費の合併処理浄化槽設置事業補助金の減などにより、対前年度1,460万7,000円の減、18.0%減となっており、全体として4億6,578万8,000円を計上いたしております。

24ページの第5款労働費を御説明いたします。対前年度38万7,000円の増額でございます。12.0%増となっております。これは勤労青少年ホーム管理費の増によるものでございます。

次に、24ページ、第6款農林水産業費についてです。対前年度2,738万6,000円の増額、3.2%増としております。主な要因は、第1項農業費における農業振興費におきまして、コロナ対策である主食用米生産継続臨時支援補助金が4,950万円皆増となったことにより、全体として対前年度5,735万9,000円、29.3%増となったことによるものでございます。

また、25ページの6番、農村環境改善センター費においても、琴南農改センター屋根改修工事費2,354万円の増加によりまして、農村環境改善センター費全体におきましては、対前年度比180.0%増となっております。

次、25ページの下段の第7款商工費でございます。対前年度2億3,882万1,

000円の増、90.1%増としております。主な要因は、50%プレミアム商品券換金料3億6,000万円の増額などによるものでございます。

次、26ページをお開けください。第8款土木費でございます。これは対前年度450万9,000円の増額、0.7%増としております。主な要因は、第2項土木管理費におきまして、2番の道路橋梁維持費が宮田佐文線道路改良工事費3,000万円の皆増などによりまして、対前年度1,865万9,000円、8.4%増となっているほか、第3項河川費におきましては、河川改良費の工事請負費の増額によりまして、対前年度517万9,000円増となったことなどによるものでございます。

次に、27ページをお開けください。第9款消防費でございます。対前年度比6,101万9,000円の増額、11.3%増としております。主な要因は、28ページの(4)消防施設費におきまして、消防屯所等整備工事費4,937万5,000円の増額などによりまして、対前年度7,186万5,000円、2,245.8%増となったことによるものでございます。

次、28ページの下第10款教育費でございます。対前年度1億6,708万4,000円の増額でございます。12.7%増となっております。この主な要因につきましては、第3項中学校費、(4)PFI事業費におきまして、満濃中学校等管理運營業務委託料の増によりまして、対前年度4,197万円、21.8%増となったこと及び29ページ、第5項の社会教育費の(2)公民館費におきまして、琴南公民館吊り天井撤去工事費が6,600万円皆増となったことなどから、社会教育費全体で対前年度比1億1,862万8,000円、67.8%増となっております。

次、30ページでございます。下の段の11款災害復旧費は1万8,000円で、対前年度比1,000円、5.3%減を計上しております。なお、年度内に風水害などが発生した場合は、その復旧費は補正予算により対応いたします。

次に、31ページをお開けください。第12款公債費でございます。公債費は対前年度5,907万1,000円の増額、3.8%増となっております。これは利子が618万2,000円減額となったものの、大型事業で借り入れました地方債の元金償還が始まっている長期債償還元金が6,525万3,000円増額となったことによるものでございます。

次、第13款諸支出金は、対前年度2,087万3,000円の増額、22.9%増としております。この主な要因につきましては、第3項の基金費におきまして、32ページに記載しております(14)ふるさと応援基金の積立金1,502万7,000円、50.0%増などによるものでございます。

なお、各基金の現在高状況は33ページ、第5表、基金の状況を御覧ください。

主たる基金である財政調整基金につきましては、令和4年度末現在高見込みが24億5,600万円でございます。令和3年度末現在高見込みと比較しまして、予算上は4億8,600万円の減少となっております。

次、第14款の予備費につきましては500万円で、前年度と同額を計上しております。以上、歳出予算の款別内訳について御説明を終わります。

なお、予算書に戻りまして、予算に関する説明書の116ページから債務負担行為に関する調書及び地方債残高に関する調書を添付しておりますので、お目通しいただいたらと思います。

以上、簡単でございますけれども、議案第17号 令和4年度まんのう町一般会計予算(案)の御説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 予算の組み方としては、実に納得いきますね。実質公債費比率が8.3まで上がってきたら、今年度25億円借り入れるところを16億円借り入れるようにして、ちょっと穏当に公共事業をしっかりとやりながら加減したなという感じがよく分かりません。

それから、予算概要説明書が実によくできていて、課長、最後に言った町債の残高の推移とか、性質別とかつけてくれてあって、非常によく分かります。

それで、全体としては立派なものだと思うんですけど、ちょっと追加の説明を受けたいのが、地方債現在高の中で、地方交付税の元利償還補填対象になつとるものと、なつてないものの割合のところですね、これが一つ。それから、起債の目的別の残高は載つとるんですけど、臨時財政対策債とか合併特例債、過疎債、義務教育債とかの種別、この内訳を知りたいです。それから、借入利率別の内訳も、これはまた委員会審議のときまでにタブレットにアップしておいたらと思うんですが、いかがですか。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 竹林議員の御質問にお答えします。

令和4年度に借入れします起債につきましては、そのほとんどが交付税措置があるものでございます。それで記載の事業名別に申し上げますと、長くなりますけれども、公共事業等債が。

○竹林昌秀議員 アップしてくれたら。

○萩岡総務課長 そうします。それでは、タブレットのほうにアップさせていただきます。

それと、利率につきましても、これから変動がございますので、過去の利率等で分かる範囲で示させていただいたらと思います。

○竹林昌秀議員 現在高で過去積み上げた分の利率別のがあったら、それでいいです、ある時点なので。

○萩岡総務課長 ある時点のを取って、利率をまたお示しさせていただいたらと思います。よろしくをお願いします。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。
竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 それで一つ、私、関心あることで、予算書にちっとも表現されてないことがある。それは元出納室長の横領して未返済現在高、これ予算書と決算書に載せていてもらわないかんと思う。新年度予算の歳入に元室長から返済される見込額を盛り込んでいるのかどうか、これを聞いておきたい、それが幾らなのか。

これ、町長の施政方針の中でも二千数百万円の取り立てをどうするかの説明はなかったんで、これを伺っておきたいというわけです。何としてでも今年度中に、我々の任期中に何とかならんかという思いですね。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 竹林議員の御質問にお答えします。

元職員の公金横領に関係するものでございますけども、損害賠償額は令和2年度決算書に載っておりますけども、2,778万2,000円が現在高となっております。これにつきましては、予算書の様式の中には、国が定める様式を使っておりますので、なかなか表現できる部分がございますけども、決算書の中にはしっかりありますので、そこへは表示したいと思います。

それと、当初予算の中で弁済金についてということでございますけど、それにつきましては、具体的には計上はいたしておりません。職員が5年度末には出所してくると思うんですけども、それを見て、今度、返済計画、回収の見込みをつけて、しっかりと計上したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 仮に月に10万円ずつ払ったとしても、1年に120万円で、25年ぐらいかかるか。この議場におる人がおらんようになって、まだ債権が残つとるといぐらいになりますね。それが決着なんかと。

私、提案しときます。三つ方法があると思う。一つは、町長が賠償の返還を放棄する議案を我々に提案して、それを承認すると。これ一つの方法ですね。そしたら決着がつく。我々が住民からどう思われるかいうのはある。それから、一つ任命責任、指導監督責任、監査責任、議会の調査権限とかに分けて、分担して元室長にお金貸してあげて、それで払ってもらって、我々が取り立てたらいい。私も身を切る覚悟はできている。町長、退職金が出ますね。この年度末に何とかできるかもわからん。事務方がこの提案をできるいうことはあり得ない。町長の決断にかかっておる。その相談をすべきだと。本予算審議の中でできないかということでもあります。町長の答弁を求めます。

もう一つありますね。じゃあその三つ、毎月10万円ずつ返してもらおう案と三つ、どれかやろうと思う。案がないと動けん。それが予算書に盛られないかんと思いますね。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

基本的スタンスといたしましては、今まで従来述べてまいりましたとおり、本人の責任ということで、本人に賠償責任を求めていきたいと思っております。今、いろいろ提案いただきましたことについては、十分検討していきたいと思っております。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 琴平の集落営農の組合では、会員がためてあった基金から半分弁償して、集落代表が半分を支出して賠償することで、県からの補助金返還を免れて、つじつまを合わせたということです。15年間、地元の集落営農の会計やとったようなんで、幾らの金額かは知りませんが、そう聞いてます。集落代表が半分支出すると決断したんですね。これは我々参考にできるんじゃないのかなと。とにもかくにも決着つけなったら、我々これ4月どうなるんや、どないなとんやいうて、行く先々で聞かれて、立ち往生するのは目に見えとると。事務方は案をつくれんと思う。町長の決意に満ちた提案を求める。我々身を切ろうではないか。

○大西樹議長 ほかにございませんか。

常包恵君。

○常包恵議員 10款教育費の公民館費ですが、四条公民館の整備事業実施計画ということで、2,000万円の業務委託が出てるんですけど、以前、全員協議会の場で満濃農改センターの方向性ということで、大規模改修から建て替えをするという方向性でいきたいという提案は説明はあったんですが、その関係とこの関連はどのようになっておるのか、その辺の整合性について説明いただきたいのと、実施設計ということで、基本設計というか、概略をどの程度まで議論されて、どんなものができようとしているのか、計画されているのかが示されないままこういう形になっているように思うんですが、その辺の、去年、方向転換をしますというような説明以降の経過について、説明をいただきたいと思っております。

それから、商工費の中の観光費ですけど、その中で仲南振興公社の経営診断改善計画が改めて550万円の予算化がされているわけですけど、この3年度の予算の中で、一旦、川場ですかね、群馬県の道の駅の経営者のほうに改善計画を委託するというので説明を受けて、了解をしてきたんですが、私はこの3年度の中で報告書が出て、それで審議をされていくのかなと思ったんですけど、改めて4年度でまた同じようなものが出てきているんですけど、その関係についてお示しいただきたいというふうに思います。

それと関連ですけど、公社の経営安定基金が3年度の補正予算の中で2,000万円増額されております。4年度の中では、その増額を合わせて4,000万円の安定基金ですかね、繰入れが出されているわけですけど、校舎の経営状況について、もう少し丁寧に説明をいただいて、こういう予算が出てくるなら分かるんですけど、2,000万円から急に4,000万円になって、来年も4,000万円要るよというのは、もう少し丁寧に

議論をいただきたいし、また、今この場で説明が十分ないのであれば、委員会の中で十分に丁寧な資料をもって説明をいただきたいと思います。以上です。3点、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 常包議員の御質問にお答えします。

ただいま常包議員御指摘あった件につきましては、各種委員会付託されておりますので、各種委員会の中で担当課長から説明するようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 一応委員会で報告はいただくんですけど、今、私がしゃべったことは全員協議会の場で説明を受けてきた問題だと思っています。きちんと全員に説明をいただきたいというふうに思いますが、どうなのでしょう。

○大西樹議長 生涯学習課長、細原敬弘君。

○細原生涯学習課長 常包議員さんの御質問にお答えします。

まず、農改センターの改修から四条公民館の改修に移行した件でございますが、農改センターにつきましては、建設後かなりたっておりまして、改修にかかる費用が5億円を超えるということで、改修の効率も非常に悪いということから、公民館のほうに増設して、農改センターの機能を移していくというような方向で検討しております。

今年度、基本設計を現在進めておりますが、2月の中旬に建設委員会を開催する予定でございましたが、コロナ禍によりまして、今、まだ開けてない状況でございます。委員さんの任命はもうしておりますので、委員会の中で報告、検討して、今年度の基本設計を終えたいというふうに考えております。

基本設計を終えましたら、来年度1年かけて実施設計のほうをつくり上げていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○大西樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 常包議員の御質問にお答えします。

商工費の中の2項の観光費のところ、仲南振興公社の経営診断及び改善計画の策定業務委託料550万円と、こちらのほう記載ございますが、これはシステム上、そこに残っていたものがこちらの記載のほうになってございます。実際は仲南振興公社の運営に関しての指導、また、教育といったところを予算上では550万円計上させていただいております。以上でございます。

○大西樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 地域振興課長さんの御答弁、ちょっとよく分からなかったんですが、新たに計画の業務委託いうんではないということなのでしょう。この予算書の記載が誤りだということなのでしょう、その辺がちょっと分からなかったんですけど。

○大西樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 今、常包議員さんがおっしゃったとおり、こちらのほうの記載が策定業務というふうになってございますが、実際のところは指導、また、教育業務でございます。

○大西樹議長 企画政策課長、松浦正吾君。

○松浦企画政策課長 常包議員さんの御質問にお答えいたします。

今回の助成額の補正額につきましては、当初予算の段階では、新型コロナウイルスによる影響が継続することを含めまして支援額を積算しておりましたが、コロナ禍が長期化しておりますして、施設の使用料の回復の見通しが出せない状況でございます。その中で、今後の状況に対応すべく増額補正をすることになったということでございます。

実際、収入としましては、コロナ禍前の3割減ぐらいの収入が少なくなっております。以上でございます。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

14番、大西豊君。

○大西豊議員 今回、4の方が退職されるんで、退職金額についてはどの項目を見たらよいんですか。過去において、いろいろ知事さんが退職する場合には1期ごとに支払うとか、最後に辞めるときに退職金を払うとかいうことが議論されたことがあるんですけど、まんのう町の場合は1期ごとに支払いしよるんか、そこら辺についての金額いうんか、ちょっと経理的なことは分らんのですが、教えていただきたいと思います。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 大西議員の御質問にお答えします。

退職金のことを言われたと思うんですけども、それにつきましては、町の会計でなくて、退職手当組合というところから出ますので、町の一般会計の予算の中には計上されておられません。以上でございます。

○大西樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 町長の場合でも、選挙で選ばれた人もそういうシステムになっとるんですか。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 そのとおりでございます。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 それでは、その金額についてお示しいただけるのかどうか。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 大西豊議員の御質問にお答えします。

町のほうの公表基準もございますので、それを見まして、公表できる部分については公表したと思います。よろしく申し上げます。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 ぜひともお願いします。過去においては、先ほど申しましたように、

何十年も勤めた人の手当等については、財政上影響があるということで、1年ごとにしとる市町村もあるようですので、恐らく国からはくれないと思いますので、間違ってるかも分かりませんが、恐らく過去においてはそういうことを新聞等でも報告があったようですので、ぜひこの会期中にお願いいたします。

○大西樹議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第17号は、総務常任委員会に付託いたします。

会議の途中でございますが、ここで25分まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時25分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第25 議案第18号 令和4年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）

○大西樹議長 日程第25、議案第18号 令和4年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第18号 令和4年度まんのう町国民健康保険特別会計（事業勘定及び直営診療施設勘定歯科・内科）予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

121ページをお開きください。

第1条第1項では、事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ22億8,640万円と定めるものであります。対前年度1億9,290万円の増、9.2%増となります。

第2項では、直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ450万円と定めるものであり、対前年度比同額、第3項では、直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,970万円と定めるものであり、対前年度370万円の増、4.9%増となります。

第4項は、事業勘定及び直営診療施設勘定歯科・内科の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるというものであります。

第2条では、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、予算の流用ができる経費について記載いたしております。

それでは、事業勘定の歳入歳出予算について説明いたします。

129ページをお開きください。

歳入予算では、第1款国民健康保険税3億2,654万2,000円、対前年度比0.1%減、第4款使用料及び手数料15万円、前年度同額、第5款国庫支出金1,000円、対前年度比99.9%減、第6款県支出金17億5,868万6,000円、対前年度比12.4%増、第8款財産収入7万円、対前年度比40.0%増、第10款繰入金1億9,494万1,000円、対前年度比3.2%増、第11款繰越金1,000円、前年度同額、第12款諸収入600万9,000円、前年度同額をそれぞれ見込んでおります。

130ページを御覧ください。

歳出予算では、第1款総務費1,209万4,000円、対前年度比36.2%減、第2款保険給付費17億501万円、対前年度比12.6%増、第3款国民健康保険事業費納付金5億3,287万4,000円、前年度比1.1%増、第4款共同事業拠出金1,000円、対前年度比90.0%減、第6款保健事業費2,251万3,000円、対前年度比7.9%増、第7款基金積立金7万円、対前年度比40.0%増、第9款諸支出金1,333万8,000円、対前年度比12.9%増、第10款予備費50万円、前年度同額をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算について説明いたします。

145ページをお開きください。

歳入予算では、第5款財産収入7,000円、前年度比16.7%増、第6款繰入金449万3,000円、前年度比0.1%減をそれぞれ見込んでおります。

146ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費427万4,000円、前年度比0.1%減、第2款医業費11万9,000円、前年度同額、第4款基金積立金7,000円、前年度比16.7%増、第5款予備費10万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算について説明いたします。

155ページをお開きください。

歳入予算では、第1款診療収入4,093万円、対前年度比1.2%減、第2款使用料及び手数料34万円、対前年度比15.0%減、第3款国庫支出金、皆減、第4款県支出金489万5,000円、皆増、第5款財産収入4,000円、前年度対比50.0%減、第6款繰入金3,351万円、対前年度比0.2%増、第8款諸収入2万1,000円、対前年度比70.4%減をそれぞれ見込んでおります。

156ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費5,305万円、対前年度比2.1%減、第2款医業費2,634万6,000円、対前年度比22.5%増、第3款施設整備費10万円、前年度同額、第5款基金積立金4,000円、前年度比50.0%減、第6款予備費20万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

160ページからは給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、議案第18号 令和4年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）の概要説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第18号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第26 議案第19号 令和4年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）

○大西樹議長 日程第26、議案第19号 令和4年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第19号 令和4年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

165ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億1,790万円と定めるものであり、対前年度1,760万円の増、5.9%増となります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表、歳入歳出予算によるというものでございます。

171ページをお開きください。

歳入予算では、第1款後期高齢者医療保険料2億1,958万2,000円、対前年度比6.7%増、第2款使用料及び手数料2万円、前年度同額、第4款繰入金9,829万2,000円、対前年度比4.0%増、第5款繰越金1,000円、前年度と同額、第6款諸収入5,000円、前年度同額をそれぞれ見込んでおります。

172ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費97万3,000円、対前年度比1.6%増、第2款後期高齢者医療広域連合納付金3億1,589万7,000円、対前年度比6.1%増、第3款諸支出金53万円、対前年度比49.5%減、第4款予備費50万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

以上、議案第19号の令和4年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 後期高齢者医療は広域連合で県単位でやってますよね。うちの町は後期高齢者の保険料を集めて、3億1,500万円を県の広域連合に納めるというのがこの会計の中身ですね。後期高齢者医療の中身はほぼ一切報告されてない。後期高齢者医療が肺炎にどれぐらいなってるのか、心臓病どれぐらいなってるのか、脳血管系どうなってるのか、風邪ひいたのはどれぐらいか、私はその医療費の内訳を知りたいんですよね。うちの町民に肺炎になるのを努力してもろたらええんか、脳血管系を努力してもろたらええんか、塩分を控えめにしてもろたらええんか、手を打たないかん。三十四、五億円、うちの町民の医療費が広域連合から支払われてますよね。そこを我々関心持ってないわけです。本町において、後期高齢者も国民健康保険も疾病別に医療費がどれぐらいかかっているのか、それから入院費、通院費、歯医者さん、検査費とか、そういうものの内訳、中身を調べたら手だてを打てるんじゃないかと。保健師方が的確に手を打ってもらうためには、それを視界に入れんと、これ中身がゼロですよ。金額だけある予算書ということ、ここから我々は卒業せないかんと思います。町長の答弁を求めます。

○大西樹議長 福祉保険課長、池下尚治君。

○池下福祉保険課長 竹林議員さんの質問にお答えします。

後期高齢医療保険については県単位でして、町のほうは税務課のほうが集めて、それを負担金として納付すると。支払いのほうに関しては、県単位のほうで各医療機関に払っていくということで、この予算上なかなか見ることはできません。それこそ、今、問題になっているのが社会保険料をどうやって抑えていこうかというところが福祉保健課もすごい課題でございます。それで、令和3年度から後期高齢者の保健と介護の一体化事業というのを進めるようにしています。それで、今、何を調査して、何を進めているかというのが町で分かるというのが、レセプトの内容を、今、検証して行って、何度か委員会とかでも御報告させていただいたんですけども、まんのう町では糖尿病の腎症の疾患が非常に高いと。それと、透析のほうの新規加入者が増えとる。そこがすごくお金がかかる。じゃあどうするかということで、そこに対してのハイリスクアプローチ、その対象者を絞り出して、その方にうちの保健師が出向いて行って、指導するとかということ今年度から進めています。

また、介護予防とかそちらのほうにも関係すると思いますので、そういうところを一体としながら、今から進めていこうということで、内容等は分析しながらしております。

また委員会のほうで御報告できることがあれば、都度、こんなことを進めよということで、またお示しできたらと思いますので、よろしくお願いします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 福祉保険課長は報告の仕方とかいろいろ工夫されて、いろいろ手探りで研究されてます。その姿勢に敬服します。

課長の話は、実に私が期待するのと方向性一緒ですよ。心臓病を手術したら900万

円かかる、がんの手術したら600万円か700万円ぐらいとか、疾病別の分析が要るんだらうということですね。うちの町はどこに焦点を絞って努力するんやという話ですよ。一遍にいかんけれども、厚労省も見える化とって、医療と介護を総合的に見ようとしてますね。その路線で健康増進課長さんと福祉保険課長、それから社会福祉協議会とかが進められることを期待しておきたいと思います。

そして、町政報告と年次の成果報告書にその途中経過が載ってくればいいですよ。努力したって、その数値が一遍によくなることはなかなか難しいけども、住民健診の香川県で綾川町とトップを争いよる町ですね。それは結果は出ますよ、やりよったら。御期待申し上げます。この予算書では何ちゃ分からんということですね。それをじわじわ分かるようにしていきましょう。よろしく申し上げます。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第19号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第27 議案第20号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）

○大西樹議長 日程第27、議案第20号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第20号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計予算案について、その提案理由を申し上げます。

177ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ27億6,270万円と定めるものであり、対前年度3,720万円の増、1.4%増となります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表、歳入歳出予算によるというものでございます。

第2条では、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、予算の流用ができる経費について記載いたしております。

それでは、183ページをお開きください。

歳入予算では、第1款保険料4億9,597万円、対前年度比1.7%増、第2款分担金及び負担金477万2,000円、前年度比8.7%増、第3款使用料及び手数料2万円、前年度同額、第4款国庫支出金6億4,434万3,000円、対前年度比1.0%減、第5款支払基金交付金7億2,362万3,000円、対前年度比1.1%増、第6款県支出金4億462万8,000円、対前年度比1.0%増、第7款財産収入10万円、対前年度比50.0%減、第9款繰入金4億8,921万円、対前年度比4.9%増、第

10款繰越金1,000円、前年度と同額、第12款諸収入3万3,000円、前年度同額をそれぞれ見込んでいます。

184ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費5,102万1,000円、対前年度比15.1%増、第2款保険給付費26億4,311万1,000円、対前年度比1.5%増、第5款地域支援事業費6,741万6,000円、対前年度比10.0%減、第6款基金積立金10万円、対前年度比50.0%減、第8款予備費25万円、前年度と同額、第9款諸支出金80万2,000円、前年度同額をそれぞれ計上いたしております。

199ページ、200ページには給与費明細書を、201ページには債務負担行為に関する調書をつけておりますので、お目通し願いたいと思います。

以上、議案第20号の令和4年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第20号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第28 議案第21号 令和4年度まんのう町下水道特別会計予算（案）

○大西樹議長 日程第28、議案第21号 令和4年度まんのう町下水道特別会計予算（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第21号 令和4年度まんのう町下水道特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

205ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億8,760万円と定めるものであり、対前年度1,690万円の減、8.3%減となります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表、歳入歳出予算によるというものであります。

第2条では、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法について定めております。なお、209ページの第2表、地方債で詳しく記載しております。

第3条では、一時借入金の借入限度額を2,000万円と定めるものでございます。

213ページをお開きください。

歳入予算では、第1款分担金及び負担金50万円、対前年度同額、第2款使用料及び手

数料5, 202万1, 000円、対前年度同額、第6款繰入金9, 367万8, 000円、対前年度比8.0%減、第7款繰越金1, 000円、皆増、第9款町債4, 140万円、対前年度比17.4%減をそれぞれ見込んでおります。

214ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費4, 799万9, 000円、対前年度比23.0%減、第2款施設費1, 917万1, 000円、対前年度比21.8%増、第3款公債費1億1, 993万円、対前年度比4.8%減、第5款予備費50万円、前年度同額をそれぞれ計上いたしております。

なお、218ページ、219ページには給与費明細書を、220ページには債務負担行為に関する調書を記載しておりますので、お目通しお願いいたします。

221ページをお開きください。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。令和4年度末においては7億1, 540万円としております。前年度末に比べて6, 711万7, 000円減少となる見込みでございます。

以上、議案第21号 令和4年度まんのう町下水道特別会計予算(案)の概要説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 公共下水道の会計はとんでもない会計ですね。うちが持つとる会計の中で最も財政事情が悪い会計とっていいんじゃないでしょうか。予算規模が1億8, 700万円で、地方債返すのが1億2, 000万円ぐらいありますね。だから借金払い会計と。

○大西樹議長 5番、竹林議員に申し上げます。

竹林議員が所属してます委員会で御相談していただきたいと思います。

○竹林昌秀議員 はい。地方債残高が8億4, 000万円あって、収入が5, 000万円ぐらいですね。これ、展望というんか、そこを論議せないかんのだろうと思います。この辺を委員会で論議したい、財政構造。

○大西樹議長 竹林議員、竹林議員、竹林議員。

○竹林昌秀議員 単年度で借り入れる部分も大きいですね。ここも委員会審議でよろしくお願ひ申し上げます。問題点を指摘しておきたい。

○大西樹議長 竹林議員、今、聞こえませんでしたか。

○竹林昌秀議員 いや、聞こえました。

○大西樹議長 委員会でやってください。

○竹林昌秀議員 委員会でやるつもりですが、問題を提起して。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第21号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第29 議案第22号 令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）

○大西樹議長 日程第29、議案第22号 令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第22号 令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案について、その提案理由を申し上げます。

225ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,040万円と定めるものであり、対前年度50万円の減、1.6%減となります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表、歳入歳出予算によるというものであります。

第2条では、一時借入金の借入限度額を300万円と定めるものであります。

231ページをお開きください。

歳入予算では、第1款分担金及び負担金30万円、前年度同額、第2款使用料及び手数料601万円、対前年度比0.3%減、第4款繰入金2,408万8,000円、対前年度比2.0%減、第5款繰越金1,000円、前年度と同額、第6款諸収入1,000円、前年度と同額をそれぞれ見込んでおります。

232ページをお開きください。

歳出予算では、第1款施設費1,130万円、対前年度比5.0%減、第2款公債費1,900万円、対前年度比0.5%増、第3款予備費10万円、前年度と同額をそれぞれ計上しております。

なお、235ページには債務負担行為に関する調書を、236ページには地方債の現在高の見込みに関する調書をつけております。

令和4年度末においては7,071万4,000円としており、前年度末に比べ1,699万6,000円減少となる見込みでございます。

以上、議案第22号の令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）の概要説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第22号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

**日程第30 議案第23号 令和4年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算
(案)**

○大西樹議長 日程第30、議案第23号 令和4年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算(案)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第23号 令和4年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案について、その提案理由を申し上げます。

239ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,020万円と定めるものであり、対前年度70万円の減、1.7%減となります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表、歳入歳出予算によるというものであります。

第2条では、一時借入金の借入限度額を700万円と定めるものであります。

245ページをお開きください。

歳入予算では、第2款使用料及び手数料269万4,000円、対前年度比20.5%減、第5款繰入金3,750万6,000円、対前年度比0.1%減をそれぞれ見込んでいます。

246ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費1,148万円、対前年度比19.3%増、第2款施設費830万8,000円、対前年度比23.6%減、第3款公債費1,991万2,000円、前年度と同額、第4款予備費50万円、前年度と同額をそれぞれ計上しております。

249、250ページには給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

251ページをお開きください。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。令和4年度末においては1億5,837万5,000円としており、前年度末に比べ1,675万6,000円減少となる見込みです。

以上、議案第23号 令和4年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算(案)の概要説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第23号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第31 議案第24号 副町長選任の同意について

○大西樹議長 日程第31、議案第24号 副町長選任の同意についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第24号 副町長選任の同意について、その提案理由を申し上げます。

本町の副町長であります栗田昭彦氏が令和4年3月31日をもって退職することから、新たに長森正志氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、まんのう町公文419番地2。氏名、長森正志。生年月日、昭和36年2月4日。

なお、副町長の任期は、地方自治法第163条の規定により、令和8年3月31日までの4年間となります。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、質疑を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

質疑を省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略し、採決することに決しました。

これより、議案第24号 副町長選任の同意についての件を採決いたします。

本案に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号に同意することに決定いたしました。

日程第32 議案第25号 教育委員会教育長任命の同意について

○大西樹議長 日程第32、議案第25号 教育委員会教育長任命の同意についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第25号 教育委員会教育長任命の同意について、その提案理由を申し上げます。

本町の教育委員会教育長であります三原一夫氏が令和4年3月31日をもって任期が満了することから、新たに井上勝之氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、まんのう町四條743番地。氏名、井上勝之。生年月日、昭和35年6月24日。

なお、教育長の任期は、同法第5条第1項の規定により、令和7年3月31日までの3年間となります。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、質疑を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

質疑を省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略し、採決することに決しました。

これより、議案第25号 教育委員会教育長任命の同意についての件を採決いたします。

本案に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第25号に同意することに決定いたしました。

日程第33 議案第26号 教育委員会委員任命の同意について

○大西樹議長 日程第33、議案第26号 教育委員会委員任命の同意についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第26号 教育委員会委員任命の同意について、その提案理由を申し上げます。

本町の教育委員会委員であります谷口真司氏が令和4年5月12日をもって任期が満了することから、引き続き、同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

住所、まんのう町中通1210番地。氏名、谷口真司。生年月日、昭和57年6月3日。

なお、委員の任期は、同法第5条第1項の規定により、令和8年5月12日までの4年間となります。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、質疑を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認め、質疑を省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略し、採決することに決しました。

これより、議案第26号 教育委員会委員選任の同意についての件を採決します。

本案に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第26号に同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、3月1日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後4時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年2月28日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員